

平成 21 年第 4 回定例会

# 津幡町議会会議録

平成21年 6 月 3 日開会

平成21年 6 月10日閉会

津幡町議会

津幡町告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年第4回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年5月25日

石川県津幡町長 村 隆 一

- 1 招集期日 平成21年6月3日
- 2 場 所 津幡町議会議場

# 平成21年第4回津幡町議会定例会会議録 目 次

1. 招集告示	1
第1号（6月3日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議（午前10時00分）	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 同意第1号上程	5
1. 質 疑	6
1. 討 論	6
1. 採 決	6
1. 同意第2号上程	6
1. 質 疑	7
1. 討 論	7
1. 採 決	7
1. 同意第3号上程	7
1. 質 疑	7
1. 討 論	7
1. 採 決	7
1. 議案上程（議案第46号～議案第51号）	8
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 町政一般質問	9
1. 休 憩（午後0時02分）	27
1. 再 開（午後1時00分）	27
1. 休 憩（午後1時55分）	37
1. 再 開（午後2時04分）	37
1. 閉 議（午後3時38分）	55
第2号（6月10日）	
1. 出席議員、欠席議員	57
1. 説明のため出席した者	57
1. 職務のため出席した事務局職員	57

1. 議事日程 (第 2 号) .....	58
1. 議事日程 (追加第 1 号) .....	58
1. 議事日程 (追加第 2 号) .....	58
1. 本日の会議に付した事件 .....	58
1. 開 議 (午後 1 時 30 分) .....	59
1. 議事日程の報告 .....	59
1. 会議時間の延長 .....	59
1. 議案等上程 (議案第 46 号～議案第 51 号、請願第 8 号～請願第 10 号、請願第 2 号) ..	59
1. 委員長報告 .....	59
1. 委員長報告に対する質疑 .....	60
1. 討 論 .....	60
1. 採 決 .....	66
1. 議会議案上程 (議会議案第 3 号) .....	67
1. 質 疑 .....	68
1. 討 論 .....	68
1. 採 決 .....	68
1. 議会議案上程 (議会議案第 4 号、議会議案第 5 号) .....	68
1. 質 疑 .....	69
1. 討 論 .....	70
1. 採 決 .....	70
1. 選任第 1 号常任委員会委員の選任 .....	70
1. 選任第 2 号議会運営委員会委員の選任 .....	70
1. 休 憩 (午後 2 時 37 分) .....	71
1. 再 開 (午後 3 時 53 分) .....	71
1. 休 憩 (午後 3 時 54 分) .....	71
1. 再 開 (午後 3 時 55 分) .....	71
1. 選任第 3 号議会広報調査特別委員会委員の選任 .....	71
1. 選任第 4 号津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任 .....	71
1. 選任第 5 号津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任 .....	72
1. 休 憩 (午後 3 時 58 分) .....	72
1. 再 開 (午後 4 時 09 分) .....	72
1. 休 憩 (午後 4 時 10 分) .....	72
1. 再 開 (午後 4 時 11 分) .....	72
1. 議会議案上程 (議会議案第 6 号) .....	72
1. 質 疑 .....	73
1. 討 論 .....	73
1. 採 決 .....	73
1. 議会議案上程 (議会議案第 7 号) .....	73
1. 質 疑 .....	74
1. 討 論 .....	74
1. 採 決 .....	74
1. 閉会中の継続調査 .....	74
1. 閉議・閉会 (午後 4 時 20 分) .....	74
1. 署名議員 .....	75

## 平成21年6月3日(水)

### ○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	板坂要
健康福祉課長	東本栄三	環境安全課長	坂倉秀夫
産業建設部長	杉本満	産業経済課長	榎田和男
都市建設課長	川村善一	上下水道部長	林敏則
料金課長	北野力	上下水道課長	岡田一博
会計管理者	兼保純一	会計課長	大田新太郎
監査委員事務局長	大坂茂	消防長	高森良昭
消防次長	國本学	教育長	早川尚之
教育部長	藤本英幸	学校教育課長	宮川真一
生涯教育課長	太田和夫	河北中央病院事務長	村田善紀
河北中央病院事務課長	橋屋俊一		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

## ○議事日程（第1号）

平成21年6月3日（水） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
（質疑・討論・採決）

日程第5 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
（質疑・討論・採決）

日程第6 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
（質疑・討論・採決）

日程第7 議案一括上程（議案第46号～議案第51号）  
（質疑・委員会付託）

議案第46号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

議案第47号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

議案第50号 小字の名称の変更について

議案第51号 財産の無償貸付について

日程第8 町政一般質問

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

#### <開会・開議>

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成21年第4回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### <議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

#### <会議録署名議員の指名>

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において13番 山崎太市議員、14番 洲崎正昭議員を指名いたします。

#### <会期の決定>

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月10日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの8日間と決定いたしました。

#### <会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

#### <諸般の報告>

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定による

報告第2号 平成20年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による報告第3号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について。

報告第4号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について。

報告第5号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について。

報告第6号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について。

報告第7号 株式会社ティータすティの経営状況報告及び決算について。

以上、報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第8号から請願第10号は、会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により平成21年4月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### <同意第1号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 本日ここに、平成21年第4回津幡町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

5月16日に神戸市において初めて新型インフルエンザの国内における感染患者が確認をされて以来、徐々に感染者の確認地域が拡大しております。

現在、国内の16都府県で385人の感染患者が確認され、感染患者数の増加は鈍化しているものの、現在も増えている状況であり、感染拡大防止体制の整備に努めなければならないと思っております。

いまのところ、県内や北陸三県においては感染患者の発生はありませんが、当町におきましても県と連携を取りながら発熱相談センターや発熱外来に関して地域住民への情報提供にあたっているところであります。

また、これから梅雨時期に入りますと、長雨や集中豪雨などによる災害が懸念されます。昨年の金沢市における浅野川上流部での局地的なゲリラ雨による記録的な大雨により甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところであります。

災害はいつ起こるかわかりません。日ごろからの防災意識の啓発など危機管理体制を十分に確認しながら災害に備えて参りたいと思っております。

当町におきましては、いざという時に備えるため本年5月に「洪水ハザードマップ」を洪水時の浸水が予測される地区の皆さまをはじめ関係機関などに配布させていただきました。

今後とも町民の皆さまの「安心・安全」を第一に、笑顔のあふれるまちづくりを目指して参りますので、議員各位のご支援とご協力をお願いいたします。

なお、5月末で会計閉鎖をいたしました平成

20年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約1億1,000万円の黒字となりました。これは、ひとえに町民の皆さまと議員各位のご理解とご支援の賜物と心から御礼申し上げる次第であります。

さて、本議会にご提案を申し上げた議案のうち人事案件からご説明をいたします。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町代表監査委員の本田一豊氏が6月23日をもって任期満了となりますので、後任に津幡町字太田い72番地1 長田 貢氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

#### <質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決しました。

#### <同意第2号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第5 同意第2号

津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 ただいまは、津幡町監査委員の選任につき、ご同意を賜りありがとうございました。

続きまして、同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町公平委員会委員3名のうち6月25日に任期満了となります専能淳一氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

#### <質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、同意することに決しました。

#### <同意第3号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第6 同意第3号

津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 ただいまは、津幡町公平委員会委員の選任につき、ご同意を賜りありがとうございました。

続きまして、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町固定資産評価審査委員会委員3名のうち6月27日に任期満了となります、池田義明氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

#### <質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、同意することに決しました。

### <議案上程>

○議長【谷口正一君】 日程第7 議案上程の件を議題とし、議案第46号から議案第51号を一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。  
村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 ただいまは、津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、ご同意を賜りありがとうございます。

次に、一般議案について、その概要を説明いたします。

**議案第46号** 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億3,056万2,000円を追加するものであります。

まず初めに歳入の主なものから説明をいたします。

14款国庫支出金、減額8,247万円は、児童福祉費補助金の県支出金への組替えによる減額および社会福祉費補助金の増額が主なものであります。

15款県支出金1億6,152万6,000円の増額は、児童福祉費補助金の国庫支出金からの組替えおよび農業費補助金の増額ならびに労働費補助金の追加が主なものであります。

18款繰入金3,215万4,000円の増額は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

21款町債1,410万円の増額は、農林水産業債の増額および災害復旧債の追加であります。

続いて歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費1,669万5,000円の増額は、役場駐車場の老朽化等に対応するための整備費用を追加するものであります。

3款民生費5,756万3,000円の増額は、住吉保育園の民営化による建設費の補助基準額の増額

に伴う町補助金の追加のほか、地域介護・福祉空間整備事業として、町内2カ所のグループホームがスプリンクラーを設置することに対する補助金などが主なものであります。

6款農林水産業費3,893万5,000円の増額は、相窪地区飲料水供給施設整備事業費の増額および緊急雇用創出対策による竹林整備等作業委託料などの追加によるものであります。

7款商工費150万円の増額は、当町にゆかりのある木曾義仲をNHK大河ドラマの題材に採用していただくための働きかけに要する各種費用の追加であります。

8款土木費710万4,000円の増額は、湖北大橋の改修に係る実施設計費および緊急雇用創出対策として行う道路台帳データの整備に係る費用が主なものであります。

9款消防費338万3,000円の増額は、新型インフルエンザに対応するための各種消耗品および消防団員の新たな基準対応活動服購入費が主なものであります。

10款教育費366万円の増額は、緊急雇用創出対策として実施する津幡運動公園野球場周辺の竹林伐採費用が主なものであります。

第2表地方債補正は、飲料水供給施設整備事業について限度額を変更し、新たに平成20年度施越事業に係る公共土木災害復旧事業債を追加するものであります。

**議案第47号** 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、認知症安心ネットワーク推進事業のモデル地区として認知症重症化予防、徘徊高齢者搜索発見体制構築を行うもので、歳入歳出それぞれ100万円を追加するものであります。

**議案第48号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成20年度の税制改正において、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうちから、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として地方公共団体が条例により指定したものを

追加する制度が創設されたものであります。

当町においても、寄附行為を通じて町民の地域福祉への参加促進・社会福祉法人等の活動の活性化および円滑化につながることから、県内に事務所を置く社会福祉法人や学校法人等に対する寄附金について、石川県とも歩調を合わせ、条例で寄附金控除の対象に指定することとしたものであります。

**議案第49号** 津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、心身障害者医療費の助成にあたり高額療養費等と同様にその支給額について、高額介護合算療養費を控除した上で助成するよう関係事項を追加するものおよび引用条項を改めるものであります。

**議案第50号** 小字の名称の変更について。

本案は、中山間地域総合整備事業上大田地区の施工に伴い、従来の区画形状に変更が生じ、小字の名称の変更が必要となったものであります。

**議案第51号** 財産の無償貸付について。

本案は、住吉保育園の民営化に伴い、その用地を移管先となる社会福祉法人に無償で貸付けるものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げた議案について、その概要をご説明申し上げたところでございますが、各常任委員会において関係部課長より詳細に説明いたさせますので、何とぞ原案どおり決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

#### <議案に対する質疑>

**○議長【谷口正一君】** これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

**○議長【谷口正一君】** ただいま議題となつて

おります議案第46号から議案第51号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、3月定例会で継続審査の請願第2号についても、よろしく審査方お願いいたします。

#### <町政一般質問>

**○議長【谷口正一君】** 日程第8 これより一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内に収まるように的確な質問をお願いします。

また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、通告がありますので、これより順次発言を許します。

11番 南田孝是議員。

**○11番【南田孝是君】** 私のほうから町長に2点について質問をさせていただきます。

初めに、地域担当職員制度について、町長の見解をお尋ねいたします。

事例として岡山県の和気町では、平成18年8月に助け合いのまちづくり条例を制定し、町内小学校区等を単位に9地区に助け合いのまちづくり協議会を設立して、各地区の課題を協働事業計画にまとめ、平成20年4月町内全域で協働事業をスタートさせています。和気町では、行政のサポートとして各協議会事務局に3名の職員を兼務で配置して、さらに全職員200名はいずれかの協議会に属して、町民とともに協働事業を実施しています。

私は、この助け合いのまちづくり事業は、住民の自主自立を町がサポートする仕組みに協議会主体での事業実施や柔軟な補助金制度などに今後の協働のあり方の参考となるユニークな事例ではないかと考えました。

そこで、私は、津幡町においても全職員による地域担当職員制度の実施を提案したいと思

ます。

町民と行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いが協力しながら、豊かで住みやすいまちづくりには、地域と行政を結びつけるパイプ役が必要となります。そのパイプ役が職員であり、情報や課題を共有しながら地域の発展を目指してほしいと考えます。

地域のことは、そこに住む人が一番よく知っています。こんな地域にしたいという自分たちの夢を最も適切なやり方で実現する方法を知っているのは、地域の皆さんであり、そこに住んでいる職員だと考えます。地域で何か困っていることがあるとき、まず自分たちで何ができるかを考え、行動してみる。必要なら行政と協力して問題解決を図る。そうすることで、地域が住みやすくなり、地域への愛着が増し、地域全体の価値を高めていくことができるはずです。

「誰かがするだろう」、「それは行政の仕事だ」と互いが無関心でいるのではなく、住民と職員が一緒になって「自分たちの地域のことは、自分たちで考え、みんなと一緒により良くしていく」、そして行政と連携・協働しながら地域づくりを進めていくことが大事ではないでしょうか。

私は、地域担当職員制度を設けることにより、職員自身が意識して地域の課題や問題を解決していくようになると考えます。

本町では、津幡地区、中条地区、笠谷地区、井上地区、英田地区、俱利伽羅地区、河合谷地区の7地区に分けることができます。各地域に担当職員を配置し、それぞれの地域が個性あふれる地域を目指し、より住みやすくなるように、他の地域とまた違う個性で活力ある地域づくりを考えていくことにつながっていくのではないのでしょうか。

町民と行政との協働のまちづくりを進める仕組みはいろいろあります。よりよい地域と町が、パートナーシップの関係で地域づくりを進めていく一つの方法として、私は、地域の主体的な

活動を支援する地域担当職員制度をぜひとも実施してほしいと考える次第であります。

町長の見解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 南田議員の全職員に対する地域担当職員制度についてのご質問にお答えをいたします。

平成18年6月第4回定例会で南田議員から同様の質問をいただいております。職員には、できるだけ地域の各種の行事等に参画あるいは参加協力をするように喚起しております。

第四次津幡町総合計画において掲げた目標の一つに、町民参加とパートナーシップのまちづくりを進めるというものがあります。この目標達成のための計画として、地方分権社会に向けた町民と行政の役割分担や連携のあり方について検討を進め、町民と行政の新たなパートナーシップの構築を目指すこととしておりますが、これは南田議員の言われる地域担当職員制度に相当するものと思われま。

まちづくりには、町民の行政への参加が必要不可欠であります。町民参加を促すことばかりでなく、行政側も積極的に地域にかかわる仕組みとして、地域担当職員制度は、町民と行政の新たなパートナーシップを構築する一つ的手段として、有効であると思っております。

現在も多くの本町職員および退職者が、地域あるいは集落などが母体となっている組織に参加をいたしまして、地域の方々と一体となって活動しております。

しかしながら、過去において役場職員であるが故に、地域の方からすべてをゆだねられ、肝心な地域の自主性が低下してしまったという残念な事例もありました。このような過去の反省からも、まちづくりは地域の方々の自主性を最大限に尊重し、役場職員としてサポート的役割を担っていくことも大事であると思っております。

本町には、地域担当職員制度はありませんが、

職員は日ごろからできる限り地域の組織に参画するとともに、各種行事等に参加もしくは協力するように言っており、それが町民と行政のパートナーシップの構築となり、協働体制の礎となるものと考えております。

なお、議員の皆さまや区長さん方には、地域と行政のパイプ役として大変重要な役割を果たしておりますことに感謝を申し上げたいと思いますし、私も毎週月曜日の8時半から部長会議を招集をし、部長会議をしております。私のいろんな地域を回ったときのお話を職員にいたしております。そういう中で、この肝心な地域の自主性が低下したということで後退するのではなく、全面的にこういうことを反省をしながら、地域と職員との制度、これからきちっとした対応を私自身が率先をしていかなければならない、こういうような考え方を持っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

再質問はありませんので、2問目に入ります。

2問目は、福祉バスの見直しについてお尋ねいたします。

本町の福祉バスは、平成8年11月に管理運営規程が示され、その定義には「福祉バスとは、高齢者等が福祉施設及び病院を利用する便宜を図るために、あらかじめ定められた時刻に定められた道路を運行するバス」となっています。

しかし、現状の福祉バスは、通院や公共施設等への移動に不便を感じている高齢者に対して、移動制約者にも対応できていないように、私は感じています。

現状を踏まえた福祉サービスとしての移動、送迎のあり方、公共交通のあり方、商業施設へのアクセスのあり方について、ぜひとも見直してほしいと思い、今回質問を何点かいたします。

まず、費用対効果の点からお尋ねいたします。本町には、65歳以上の方が6,007人とお聞き

しています。福祉バスの利用は、町長は何パーセントと思われますか。私は、10パーセントを切るような感じに見ています。

それから、現在福祉バスは無料ですが、これでいいのか。高齢者に出している無料入浴券のように無料回数券を出した方が、いいのではないか。その方が、毎日の利用状況がわかるのではないか。

また、いただいた福祉バスの乗降調査の資料を見ると、大型バスよりマイクロバスの方が効率がいい路線も5割以上あるように、私は思いました。それから、現在運行しているバスが古くなり、新車の購入も考えているとお聞きします。大型バスの購入予算でマイクロバスでは3台は購入できるのではないか。

また、現在1路線がデマンド運行を10人乗りのマイクロバスで運行しているわけですが、いただいた資料から見ると、もっと増やすことができるのではないか。

また、現在乗降先では路線によっては、100パーセントがウェルピア倉見、ほかの路線でも90パーセント以上の方がウェルピア倉見で乗降しています。それならば、ウェルピア倉見が送迎できるシステムを考えた方が、もっと効率がいいのではないか。

それから、町内には、現在33カ所のいきいきサロンが開設されています。その送迎や活動に利用できないかということです。

また、運行路線が同じような路線バスと福祉バスは連携させる方がいいのではないか。

以上の点について、私はぜひとも福祉バスの見直しを考えるべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 南田議員の福祉バスの見直しについてのご質問にお答えをいたします。

福祉バスについては、高齢者福祉施設ウェルピア倉見の利用促進と高齢者の外出や社会参加を支援するため、平成8年から運行を開始をい

たしまして、平成12年からは各方面へ週2回の運行を行っております。

現在、9台の車両を路線バスと福祉バスに相互利用し、効率のよい運行に心がけているとともに、山間地の一部でもワゴン車によるデマンド運行を実施いたしております。

ご質問の1点目でございますが、65歳以上の利用率については、大変申し訳ない、残念でございますが実人数を把握できていないためパーセンテージでお示しすることはできませんが、年間の利用者数については、乗降調査から推計をすると延べ人数で年間3万2,000人の方のご利用をいただき、1日当たり換算をいたしますと約150人の方が利用されております。

2点目の無料回数券の交付につきましては、路線バスを福祉バスとして利用できるというメリットもありますが、利用に関する基準の設定や回数券の作成、配布、回収に係る業務が生じてくるという問題に加えて、回数券が他人に譲渡される恐れもあることから、今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。

3点目と4点目の小型車両の増車の件ですが、現在デマンド運行で使用している車両は、普通乗用車のワゴンタイプで10人乗りの車両でございます。確かに1台あたりの価格はバスの3分の1程度でありますけれども、バスの場合は購入費の助成を県から受けられるほかコストパフォーマンスや耐久性の面におきまして、小型車両よりすぐれているのではないかと考えられます。また、同じ車両を路線バスなどと福祉バスを相互に使用していることから、乗車定員の関係で乗り切れない人が発生することを防止する観点からも、ある程度の乗客数には対応できるように、いまの車両体制での運行を継続をしたいと考えておりますが、今後の状況によって車両の入れ替えも検討をしていきたいと思っております。

5点目のウェルピア倉見による送迎システムの検討ですが、現在、高齢者福祉施設ウェルピア倉見の管理、運営は、指定管理者である津幡

町公共施設等管理公社に委託をしております。仮にウェルピア倉見の送迎専用バス運行をすることになった場合、町の委託料に運行経費のための新たな負担が生じることとなるうえ、場合によっては路線バスとの相互利用に支障を来すことも懸念され、バスの維持経費がいままで以上にかかることが予想されます。利用料収入が指定管理者の収益となることから、集客のために管理公社による送迎バスを行う方法も一案かと思っておりますが、いましばらくの間は、現行の福祉バスまたは路線バスによる施設の利用をお願いをしたいと思っております。

6点目の福祉バスをいきいきサロンへの送迎利用ということですが、いきいきサロンは、地域のボランティアの皆さんのお世話のもと高齢者の仲間づくりや生きがいづくりのため、地元の公民館や集会場を利用して、町内33カ所で開設されており、地域の特色を生かして活発な活動を展開していると伺っております。これらいきいきサロンの会場が、参加される方の近くに位置しているということもあり、送迎の必要性や地域の実情を勘案しながら、今後検討させていただきたいと思っております。

最後に、路線バスと福祉バスの連携については、これまで同様、バス利用者や地域からの要望などを伺いながら、通学、通勤、買い物、通院など、町民の身近な足として利便性の向上を図るとともに、効率的かつ弾力的なバス運行に努めていきたいと思っております。

また、南田議員がご指摘のように、いろいろ世の中の状況が変わってまいります。いきいきサロンにつきましても、33というような状況になっております。そういうことを含めて、その状況に合わせて、いろいろこれから検討していきたいと思っております。また、ご意見をお伺いできればと思っております。

福祉バスについて貴重なご意見、ご提言をいただき、日ごろから大変このバス運営にご協力をいただきますことに感謝を申し上げて、答弁

とさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 再質問はいいのですが、最後に私の私見として、福祉バスは福祉の向上をより一層求める働きがあると感じています。できれば社会福祉協議会が、前回もお話しましたが、社会福祉協議会でもっとよりよい効果が出てくると、私は感じています。

また、その方面からもご検討していただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で、11番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村一子です。

通告に従い、最初に医療と介護に関する質問をさせていただきます。

今日の医療制度は、さまざまな問題を抱えています。その結果、入院患者は完治していないのに退院させられるという現実に向き合っています。退院とは、次の病院へ移ることを意味する場合がありますが、現在では必ずしもおめでたいことではなくなりました。

なぜ、このようなことが起こるのでしょうか。

国は、医療療養病床について医療の必要度を3段階に分け、最も低い医療区分1は、病院の採算がとれない水準まで診療報酬を下げました。医療区分1とは、医療区分2や3の6割程度に入院医療費を下げるものです。例えば、脳卒中で体が麻痺して寝たきりとなり、管で栄養を取る状態でも、医療区分1と判定される場合があります。寝たきりで一時帰宅の許可も出ないような患者でも医療区分1。病院は、医療区分1では採算がとれないため、患者を退院させる。患者は、病院から出されても、介護なしでは自宅ではとても生きていけません。また、3、4時間に一度たん吸引という医療行為が必要な患者でも、病院から退院を迫られる。その結果、介護の現場では不法な医療行為へとつながらざるを得ない、そのような現状も見られます。昨

年の10月からは、脳卒中後遺症患者と認知症の後期高齢者は、3カ月しか入院できなくなり、結果、病院を出されて行き場のない医療難民、介護難民となっており、これは社会問題となっています。津幡町も例外ではなく、同様の状況を抱えている人たちやその家族がいます。

退院させられる患者や家族にしてみれば、国の制度の至らないところは自治体にカバーしてもらおうと期待するのは当然であり、自治体はその期待に応えるだけでなく、国に対し制度の改善を申し入れる責任があると思います。

ベッド難民ともいわれるこのような社会問題を引き起こしている原因として、国の医療制度にこそ問題があると考えますが、実際このように困っている人たちに対して、本町では相談窓口はあるのでしょうか。受け皿はどうなっていますか。もしあるのなら、それはどのように運用されているかを、まず町長にお聞きします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の医療難民、介護難民の相談窓口が町にあるかということのご質問でございます。

この受け皿でございますけれども、医療機関退院後の介護サービス利用等についての相談は、地域包括支援センターが主体となり、病院のソーシャルワーカーまたは看護師と連携をとり、対応いたしております。

退院される方が入院前に介護サービスを利用していた場合は、担当していた介護保険事業所の介護支援専門員が相談を受けますが、介護支援専門員だけでは解決策が見つからない場合や介護サービスを初めて利用される方については、地域包括支援センターで相談を受け付けております。

地域包括支援センターへ相談に来られた場合は、本人、ご家族そして介護支援専門員を交え、介護保険施設入所や訪問看護、デイケアサービスなど各種在宅サービスの利用について、最善策が取れるよう検討をしております。

昨年度は、7件の相談がございました。個々の事情に応じた対応策を提案していると報告を受けております。今後とも、相談者に関しては適切な対応をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 答弁ありがとうございます。

ただ、これからお話ししたいなと思うことと重複する面もありますので、続きまして質問させていただきます。

今度は、河北中央病院の場合は、どのようにしているかということについてお聞きします。

河北中央病院は、この医療区分1の入院患者に、町はどのように対応しているかということをお伺いします。

また、河北中央病院には、80床の一般病床のうちの1割にあたる8床を亜急性期病床としています。この亜急性期病床とは、在宅復帰支援機能を有する医療機関において、急性期治療を経過した患者に対して急性期後の効率的かつ密度の高い入院医療を行うものと聞いていますが、私たちには非常にわかりづらい点が多いです。

そこで、事務長にお聞きいたします。河北中央病院の亜急性期病床についての説明を求めます。それから、この8病床の利用度はどのようになっていますか、あわせてお答えください。

○議長【谷口正一君】 村田病院事務長。

○河北中央病院事務長【村田善紀君】 中村議員の、河北中央病院では医療区分1の入院患者に町はどのように対応しているのか、また、河北中央病院の亜急性期病床とは何か、そして、8床の利用度はどのようかというご質問にお答えします。

当病院は、一般病床であり、この医療区分に該当する患者はおりません。

次に、亜急性期病床についてですが、亜急性期病床とは、治療により病気の状態がある程度

安定した患者さまが、退院に向けてリハビリテーションや健康管理を必要とする場合などに利用していただく病床のことであります。当病院では8床を計画しております。施設基準を満たしてからの設置となります。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 事務長に再質問させていただきます。

ということは、亜急性期病床の利用者は、現在いらっしゃるということですか。

○議長【谷口正一君】 村田病院事務長。

○河北中央病院事務長【村田善紀君】 亜急性期は、いまから設置していくことなんです。利用度も何もございません。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 亜急性期病床は、入院している患者にとって在宅復帰支援のために提供される病床であると考えます。高齢者や麻痺などの身体的な障害が残る患者にとっては、なくてはならない病床になると思いますので、今後ぜひそういった設置について、実現していくことを望むものです。

次に、在宅医療と介護について質問いたします。

自宅では介護ができないのに、患者が在宅医療や在宅介護を求められ退院させられることはあってはならないと思います。

一方、患者や家族が在宅医療・介護を希望し、そのための受け入れ態勢が整っている場合は、在宅医療、在宅介護の役割は大変大きい。

さまざまな介護施設や介護サービス事業があり、河北中央病院を経営する本町は、医療と介護との密接な連携を図っていくべきであり、今後一層自治体としての仕組みづくりが重要な課題となっていくのではないかと考えます。

町における医療と介護との連携体制の現況について、町長に説明を求めます。

○議長【谷口正一君】 村町長。

**○町長【村 隆一君】** 中村議員の町における医療と介護との連携体制の現況について、説明を求めるとのご質問でございます。

介護保険事務所におきましては、入所者に必要な医療が提供されるよう協力医療機関を設置をし、医療と介護の連携体制の推進を図り、入所者の不安解消、安全・安心の確保に努めております。

町内の介護保険施設の協力医療機関は、河北中央病院となっており、昨年度町内2カ所ある特別養護老人ホームでは、入所者43人が河北中央病院へ入所し、治癒した場合は再入所しております。老人保健施設においても、入所者10人が入院し、河北中央病院から13人が入所しており、相互連携を深めております。

また、高齢者の医療・介護など多様な相談の窓口である地域包括センターでは、従来より町内医療機関のソーシャルワーカーと連携をとり情報交換をしておりますが、今年度より河北中央病院の看護師長、地域包括支援センター合同会議を月1回開催をいたしまして、協議、相談することにより、退院後の患者個々の事情を勘案した介護保険施設への入所および在宅での訪問看護・デイケアなどの各種介護サービスの利用などを提案をいたしまして、退院後少しでも負担がかからないように、現在努めておるところでございます。

以上でございます。

**○議長【谷口正一君】** 中村一子議員。

**○1番【中村一子君】** 今後は、病院やリハビリ機関それから療養型施設、かかりつけ医など、それぞれの患者の情報を電子化によって共有し、町は老人保健施設や特別養護老人ホーム、介護施設などを後押しして、訪問看護、ケアマネジャー、在宅介護事業者などと連携し、患者や家族、市民を中心に据えての予防から医療、介護までを含めた連携医療が望まれるのではないのでしょうか。

続きまして、平均在院日数を減らすために批

判も実はあるのですが、先ほど町長が答弁されたように、退院後のフォローですね。それをどうしていくかということで、医療機関においては、入院当初から退院した後の看護・介護体制を準備していくということが重要視されていません。退院後の介護・看護支援を早くから準備することは、社会復帰を目指す患者にとっては大切なことに思われます。それには、在宅医療に詳しい訪問看護師、ケアマネジャー、病棟の看護師、医師そして患者、家族との連携が必要です。入院当初から退院後の支援が必要な患者を前もって把握し、準備を進めることでスムーズな在宅医療へと移行できるのではないのでしょうか。

そこで、事務長に質問いたします。

河北中央病院の場合は、現在医療ソーシャルワーカーがいません。地域包括支援センターが、先ほど町長もおっしゃったように、その役割の一つを担っているようですが、医療ソーシャルワーカーの役割を、ぜひ地域包括支援センターで果たしていただきたいと思いますが、今後この医療ソーシャルワーカーを置く予定はあるのでしょうか。

それと、2点目ですね。この病院内には、津幡町訪問看護ステーションが設置されています。これは、石川県医療在宅ケア事業団が設立し、病院からは独立した組織です。訪問看護ステーションと河北中央病院との連携は、どのようになされているかということをお聞きます。

**○議長【谷口正一君】** 村田病院事務長。

**○河北中央病院事務長【村田善紀君】** 河北中央病院では、町地域包括支援センターが担っている医療ソーシャルワーカーの役割をどのように果たしているか、今後当病院に医療ソーシャルワーカーを置く予定があるか、また、訪問看護ステーションと河北中央病院との連携はどのようになされているかのご質問にお答えします。

まず、医療ソーシャルワーカーの役割につき

ましては、患者、家族の経済的・心理的・社会的問題の解決、調整、援助を目的としております。

当病院では、退院予定の患者さんやその家族から相談等があれば、看護部長が対応に当たっております。そして、その役割を担っておっております。

次に、訪問看護ステーションとの連携につきましては、当病院で診療している患者さんからご相談があれば、それに対応している現状でございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 事務長に再質問させていただきます。

病院で入院されてる方から相談を受けたときに、訪問看護師、訪問看護ステーションと連携するということでもいいのでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村田病院事務長。

○河北中央病院事務長【村田善紀君】 先ほども話したとおりです。患者さんの方から相談を受ければ、医師それから看護部長の方から、この訪問看護ステーションの方に連携をかけるということでございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 訪問看護ステーションの津幡町の利用者は、かなりいらっしゃいます。人数的には忘れまじけども、40人から50人の間1カ月にはいらっしゃると聞いております。ぜひ、連携を深めて訪問看護を充実させていただきたいなと思っております。

続いて、地域包括支援センターについて質問いたします。

地域包括支援センターの役割についてなんですけど、この施設に入れたがっている人はたくさんいますが、施設に入りたい人は少ないと語る専門家がいました。介護の現場では、高齢者自身による自己決定、本人決定がおろそかにされ

ているのではないかと。

高齢者に施設に入ってもらおうことで、すべてが解決するわけではなく、高齢者に在宅可能なサービスを受けてもらい、介護する家族の支援をしていくことが、今後ますます高齢化が進む社会にとって必要不可欠だと思われま。

ところが、介護保険制度を利用しても、介護と仕事が両立できず仕事を辞めざるを得ないという人たちが大勢います。全国で年間14万5,000人が、介護のために仕事を辞めています。経済的な問題で介護支援が十分に受けられない状況の中で、在宅介護をせざるを得ない家族たちもいます。施設への入所を求めても、本町でも順番待ちで、いつ入所できるかわからない人たちがたくさんいます。また、病院を出されて行く先がない人たちとその家族がいます。家族の介護に対する不安は大きく、高齢者自身も悩んでいます。

高齢者が住みなれた地域での尊厳ある生活が続けられるよう、要介護状態になっても、そのニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを受けられるよう、その体制づくりを目指す地域の中核機関として設置されたのが、地域包括支援センターです。町の地域包括支援センターの具体的な業務内容とその役割を、分かりやすく説明していただきたいと思っております。

町長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の地域包括支援センターの具体的な業務内容と役割についてのご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターは、平成18年4月に個別の地域生活支援と地域ケア体制の整備という課題を担う地域ケアの中核機関としてスタートいたしました。

業務は、大きく分けて4つございます。

1つ目は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置いたしまして、制度を横断的に支援できる総合相談支援業務でございます。

2つ目が、要介護状態の予防として、生活機能低下した人に介護する介護予防プランの作成と介護認定で要支援1、要支援2に認定された方に対する新予防給付のケアマネジメント業務でございます。これが2つ目でございます。

3つ目が、虐待防止などの権利擁護事業として、高齢者などからの権利擁護にかかる相談対応や成年後見制度を円滑に利用できるように情報提供したり、虐待早期発見のための地域関係のネットワーク構築をするのが、3つ目の仕事でございます。

4つ目が、高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう、医療機関やケアマネジャーなど他職種と協働や連携をする。これが4つ目の仕事でございます。

これらを踏まえ、地域住民の心身の健康保持および生活安定のために必要な援助を行うことで、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援してまいりたい、このように思っております。

もう一つは、支援センターで働いていただいている方が、患者さんの身になって一生懸命にその立場に立ってしていく、こういうことが基本でなければならない、こういうような思いをいたしております。そういう点で職員の皆さんが自分の方からいろいろしてあげようという気持ちですが、まず第1番目の仕事ではないかなと、こういうような思いもいたしております。

仕事の的にはこの4つの仕事、地域包括支援センターの具体的な仕事でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 ことしから職員が4名だったのが2名増やして6名になったということで、地域包括支援センター、力入れられているなど思っております。

でも、まとめて後半に質問させていただきまますので、続きまして通告にありました地域支え合いマップについてお伺いします。

この地域支え合いマップというものは、どう

いうものであるかということ。このマップをどのように生かしていくかということで、健康福祉課長に説明をお願いします。

○議長【谷口正一君】 東本健康福祉課長。

○健康福祉課長【東本栄三君】 中村議員の地域支え合いマップとはどういうものか、また、それをどのように生かしていくかのご質問にお答えします。

地域支え合いマップの作成は、地域の状況を住民同士で共有し、地域の課題は地域の支え合いによって解決できる地域の仕組みづくりを目指していくことが、マップ作成のねらいであります。

支え合いマップは、地域住民が自分の地域にどんな方がおられ、どんなことに困っているのか、誰が支えているのか、自分の地域の問題を発見する作業であり、地域住民が主体となって自分の地域を把握するための手段であります。マップ作りをするために地域住民が自分の地域を皆で考える過程が大切であり、マップ作りは地域づくりであると考えております。

現在、各地域で区長、民生委員、老人会などの地域の人たちが集まって、マップ作成に取り組んでいただいております。

以上であります。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 今後の活用を望むものでありますが、少し意見させていただきますと、ひとり暮らしのお年寄りや高齢者夫婦だけの世帯が実際増えている中で、この地域支え合いマップによって、援助や見守りが必要な人たちの把握することができるわけです。古くからの集落では、日ごろから住民が相互の家庭を行き来しておりますので、ひとり暮らしでもさほど心配ではないけれど、町中のひとり暮らしのお年寄りが孤立化しているのではないかという心配もあります。元気なお年寄りのひとり住まいが、見守りから漏れてかえって心配だという声も聞きます。

高齢者などボランティア支援団体である連絡協議会に、この間同席させていただきましたが、そのときに出たお話なのですが、ひとり住まいの高齢者からの要望で、1週間に1回でいいから背中に湿布を張ってほしいという願いが地域包括支援センターに寄せられたという話がありました。以前に、電球が切れたので付け替えてほしいという、ひとり暮らしの高齢者からの要望があったと社会福祉士から聞いたこともあります。シップを張りたくても張れないとか、電球の交換が困難だとか、何だか当たり前にできそうなことが、ひとり暮らしの高齢者の方にとっては、確かにできないことなのです。そのような視点からも地域支え合いマップが生かされていけばいいと思っております。

続きまして、地域包括支援センターを周知させようということで、お話しさせていただきます。

先ほど町長が述べられたように、この地域包括支援センターは、現在4年目を迎えました。地域包括支援センターがさらに町民に役立つように、そのためにはどうしたらいいか、いま全国の各自治体で地域包括支援センターの今後の課題が問われています。地域包括支援センターの存在が住民に周知されていないという自治体があったり、周知させるために家に出向いて相談対応をしているという自治体があったり、虐待ケースの支援ができず法律専門家との連携に努めているところもあります。

東京都で行ったアンケート結果の中で、地域包括支援センターをもっと利用しやすくするために必要なことは何かという問いかけに、業務内容の周知が64パーセントでした。

本町の地域包括支援センターは、どの程度町民に知られているのでしょうか。東京都のアンケート結果ではありますが、津幡町も地域包括支援センターの業務内容をもっと住民に周知させることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。周知させるために町はどのような方法を

とっているかも質問させていただきます。

町長、お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の地域包括支援センターを周知させよとのご質問についてお答えをいたします。

各世帯に配布されております「保健だより」に、介護保険法改正により町直営の地域包括支援センターが立ち上がることや高齢者の虐待の通報先は同センターであることを掲載、広報ではボランティアの養成講座や研修会などの案内もしております。また、「高齢者福祉サービス要覧 やすらぎ」にも、地域包括支援センターの業務一覧を載せております。

地域包括支援センターが、設置目的にしたがって、総合相談や介護予防ケアマネジメント等を円滑かつ適切に実施するなどの確にその機能を果たしていくためには、体制整備を図ることが重要であると考えております。

当初は、関係機関への訪問や会議の場でもセンター紹介をさせていただいており、さらに地域のマップづくり、いきいきサロン、ゆげや市などに出向いて町民の方々との交流を図るなど、総合相談を支えるネットワークづくりの中で周知を行ってまいりました。

今後とも広報紙等で紹介していきたい、このように思っておりますし、中村議員が言われましたように、やはりもう少しいろんな会議とかで、周知をしていく方法はないかと思っております。「やすらぎ」というこの本も皆さん方に紹介しておりますが、もう少しいろんな面で、職員を通じて、また社会福祉協議会を通じて周知をしていきたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 この東京都のアンケートのなのですが、今後力を入れてほしい事業という質問に対しては、認知症の相談に乗ってほしいというのが56パーセントで、東京都内ではトップだったということです。先ほど町長の予

算の補正の説明の中で、津幡町の認知症のモデル事業としての何かそういったことがあるというお話も伺っております。また、ぜひこの認知症に対しての取り組みもお願いしたいと思えます。

それでは、今度この窓口を一本化してほしいということでお話しさせていただきます。

実際に介護が必要になったり、お年寄りが施設に入居しなければ家族の生活が維持できなくなったりと、私たちは本当にせっぱ詰まった状況に直面して初めて、どこへ相談したらいいんだろう戸惑います。そのようなときの当事者や家族の状況はさまざまで、問題解決の方法も対応もまちまちです。民生委員や社会福祉協議会や施設などへ町民が相談した後、地域包括支援センターへと情報が入り、対応することもあります。それはそれでいいと思えます。

福祉・介護の案内人としての地域包括支援センターを、町民に周知させるということを考えてみてはどうでしょうか。

現在、地域包括支援センターへの町民からの直接の相談は少ないと聞いています。

しかし、地域包括支援センターは、福祉・介護の案内人的役割を果たせるのではないのでしょうか。地域包括支援センターがそのような役割を担うものではないとしても、どんな問題であれ、福祉・介護に関して町民が困って相談したら、問題を解決するための道筋を示すことができるような相談窓口を町が設け、住民に周知させるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町長、お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の相談窓口を一本化し、福祉・介護の案内人としてのご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターは、すでにご質問のことについては、対応をいたしております。

具体的には、制度の狭間にあるニーズや制度では解決しないニーズ、複合的なニーズを抱え

て縦割りの対応では解決しない相談などの窓口となっております。

どんな問題に対しても、たらいまわしにせず話を聴き、課題整理をするとともに、地域ネットワーク、事業所ネットワーク、専門職ネットワークなど重層的なネットワークによるチームアプローチを行い、多面的なニーズに対応するよう努力をいたしております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 続いてですが、福祉マップ、福祉ガイドの作成をということで提案いたします。

介護や老後の不安は、福祉や介護に関する行政の仕組みが町民に知られていないため、あるいは福祉や介護に対する知識が町民にないため不安が増幅されているように思われます。先ほど言いましたが、私たちは介護・福祉の必要性に迫られて、家族問題が起こって初めて、どうしたらいいんだろうかとうろたえます。

津幡町内や周辺地域の福祉・介護関係の施設等を地図で示したり、入所サービスや在宅介護サービスなど各施設の役割を明記したり、困ったときの相談窓口の電話番号、連絡先などが書かれた福祉マップあるいは福祉ガイドを作ってみてはどうでしょうか。それを見れば、町の福祉・介護の概要が一目でつかめるように、お年寄りや家族が見ても分かりやすいものを作成したらどうでしょうか。福祉・介護の現場で働く人たちのアイデアや町民の声も聞いて、どんなマップ、ガイドにしたらいいか検討すれば福祉に役立つマップができると思います。

相談サービスもきっちりさせれば、町民の不安は軽減すると思います。そして、元気なときでもこのマップがあることで、安心につながると思います。

健康福祉課長、答弁よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 東本健康福祉課長。

○健康福祉課長【東本栄三君】 中村議員の福

祉マップの作成をの質問にお答えします。

福祉・介護関係施設の連絡先が書かれた福祉マップとのことですが、すでに議会全員協議会で配付しております「高齢者福祉サービス要覧やすらぎ」に、関係機関の住所、電話番号など一覧を載せておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、施設等を地図で示せとのことですが、平成19年度までは載せておりましたが、平成20年度は地域包括支援センターの役割を示す広報活動もあり、地図で位置を示すことは削除いたしました。窓口で相談があった場合に、地図で示して説明をしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 私の言っている福祉ガイドとか福祉マップというのは、もっとぱっと見て、楽しくて、分かりやすいといったものなんです。要覧を見ても確かに分かりますけれども、どのようなことになっているのかということが、ちょっと分かりづらいのではないかとということで提案させていただきました。また、今後考えていただきたいと思います。

次に、ケーブルテレビの議会の放映について、第3項目です。

現在、定例会最終日の本会議は、ケーブルテレビで生放送されていません。定例会の初日はケーブルテレビで生放送されておりますが、最終日の本会議は生放送されていません。ケーブルテレビで、本会議最終日が終わった2週間後の日曜日午前9時より、初日の本会議の再放送があり、それに続いて最終日の議会が初めて放映されています。最終日の議会の様子を見たいと思えば、初日の本会議放映の終了を待たねばならず、いつ最終日の会議が放映されるのか、その時刻がいつになるのか分からない現状です。最終日の議会もカメラが入り、きちんと録画されているわけですから、これを生放送することは容易にできると考えます。

本会議の最終日は、質疑、討論が行われ、採決されるという重要な会議であり、町民の関心は大変高いものです。最終日の本会議も生放送してほしい、そういう町民の声も多く聞きます。本会議最終日の生放送の実現を強く求めるものです。

町長、お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の定例会最終日の本会議をケーブルテレビで生放送することを求めることについてお答えをいたします。

生放送する場合には、スケジュールを組んで放送している番組と切り替える必要があります。また、切り替えた映像、音声の確認をするための時間が必要なことから、番組の切り替えは、本会議が開始される前から行う必要があります。

定例会初日の生放送では、映像番組が途中で途切れないように、本会議が開始される30分前には切り替えを行い、議会放送を行う案内放送を流しています。

案内放送は時間によって内容が異なり、初めは放送予定の番組が議会放送のため中止となる案内、次に議会放送が始まる予定時刻の案内、次に間もなく議会放送が開始されるという案内でございます。

このようなことから、議会放送が始まる時刻が遅れると案内放送も時間が延びるほか、終了後の映像番組にも影響が出る場合もあり、放送には支障を来す恐れがあります。

最近ではございませんが、過去には、定例会最終日の開始時刻が遅れたことが何度もあったので、議会の生中継を検討したときに、最終日には生放送をしないとした経緯があり、現在録画放送で対応しているものであります。

議会放送する場合の根本的な判断は、どこの自治体でも首長がするのではなく、また、議員個人ではなく、議会として住民の皆さんの声を含め判断しているものであると考えております。当町においても、現在そうしていただいている

と思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 実際、本当に生放送をしてほしいという声を聞くんですね。これ少数じゃないと思うんです。確かに、いま事情をおっしゃられたように、本会議が、最終日が、何時に開かれるか、その遅れる具合によっては、非常に生放送しにくいというお話だったと思うんですが、例えば本会議される日は決まっているわけですから、その時間の前後の余分をとるとか何らかの対処できませんでしょうか。

どうですか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員から何とかならないかという再質問でございます。

議会定例会最終日の生放送につきましては、議会としての要請があれば開始時刻のご協力をいただくことを前提に、検討して考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 ぜひ、今後生放送ができるような方向で望みたいと思います。

続いて、最後の質問です。

公営ギャンブル施設（仮称）ボートピア津幡に関する説明会開催の意義などについて質問させていただきます。

町長は、いまも広報のみの報告で、町民に説明責任を果たしていると考えているのでしょうか。

町長は、町民のためを思いボートピア誘致を容認したのですから、その理由を町民に説明する義務があるのではないのでしょうか。町長は広報で説明したと言いますが、広報での説明は単に報告です。一方的な報告のみでは、町民は質問できません。市民グループ「風」からの公開質問状に答えていると答弁されていますが、説明会が開かれないから公開質問状を出さねばな

らないわけで、町民への説明会が開かれていれば、わざわざ質問状を出さなくてもいいのです。町長は、誘致の理由を町民に公の場で説明し、町民の質問にも答えるべきです。

以前、町長は、町政教室でボートピアについて説明していると議会で答弁されていますが、いつ、どこの町政教室で町民に説明したのですか。そのとき、どんな質問がでたのですか。

また、町が説明会を開かないとしたならば、（仮称）ボートピア津幡の運営会社に町民に対して説明会を開くよう要望するべきだと思いますが、いまそのような考えはありませんか。

みどり市との行政間協定が結ばれて1年以上たっています。行政間の細目協定の具体的な中身について、どこまで話し合われているのか。進捗状況は、どうなっていますか。最近、みどり市あるいは運営会社と連絡を取り合ったのはいつですか。どのような内容だったのですか。今後どのような手順で進めていくのか。

以上お答えください。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の公営ギャンブル施設ボートピア津幡に関する説明会開催の意義などについてのご質問にお答えをいたします。

まず、広報のみの報告で町民に説明責任を果たしていると考えているのかとのことでございますが、本年3月第1回議会定例会でお答えをしたとおりであります。

次に、町政教室で町民に説明したのか、その時に質問は出たのかとのことでございます。平成20年3月第1回議会定例会の谷下議員、塩谷議員にお答えをしたとおりであります。

次に、運営会社に町民に対して説明会を開くよう要望すべきだと思うが、そのような考えはあるのかとのことでございますけれども、平成20年3月第1回議会定例会の谷下議員の再質問にもお答えをしましたが、現段階では考えてはおりません。

次に、進捗状況はどうなっているのか、今後どのような手順で進めていくのかとのことですが、本年3月第1回議会定例会の塩谷議員にお答えをしました。

また、4月にみどり市長が表敬訪問をされております。私といたしましては、津幡町役場内でお会いをいたしました。本当に表敬訪問のみでございました。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 ということは、1年ほど、もっと前ですけど、行政間協定が結ばれて、みどり市の市長とお会いされて、その後はみどり市とは何の連絡も取り合っていないということですか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 私は、みどり市長とはそういう状況でございますが、担当いたしております総務部長からお答えをさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 中村議員のご質問ですが、いま町長も説明したように直接的にみどり市と、その後、新たな打ち合わせとかは、行政間協定を結んだ後には、行っておりません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 約10日あまり前なんですけど、5月20日に出版されました「バクチと自治体」という新書があります。ギャンブル事業と自治体の歴史について主に書かれていまして、今日では自治体が財政をギャンブル場の経営によって賄おうとすることが、すでにギャンブルであると断言しています。津幡町は、施行自治体ではないから損することはないのだろうと思うなら大間違いです。なぜなら、賭博場の売り上げの上前をはねることによって、財政を賄おうとすることそのものが町民の誇りを傷つけ、青少年に悪影響を与え、町の品位やイメージを

大きく損なう危険性を持ったものであるからです。

この新書の中に1969年皆さんもご存じだと思いますが、東京都の美濃部亮吉知事がギャンブル収入で社会福祉事業をすることは、清潔な都政という眼目と矛盾し、不合理な税の再配分、超過負担をギャンブルの収入で賄うことは自治体財政の正しい姿ではないとし、東京都が主催する競輪、競馬、競艇、オートレースのギャンブル事業をすべて廃止すると発表しました。東京都はこれにより約100億円の財源を失うことになる、そのことについては、むしろ社会公害であるギャンブルを排出するために100億円を支出するものだと述べたとあります。この後、大論争を巻き起こすことになりました。ポトピアの存在も社会公害となる危険性をはらんでいると、私は読み取りました。

町長、感想でいいので、このことについてどのように思われますか。

それと、総務部長にお聞きします。先ほど、みどり市とは何の連絡も取り合っていないというお話でしたが、では運営会社とはどうなのか、最後にお答えください。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員には、いまお話をお聞かせいただきました。

その方はその方の考えでございますし、私といたしましては、いままでいろんな経緯がございます。議員の皆さん方、また舟橋地区の皆さんが、私は総合的に検討した結果、こういう方向で、ポトピア容認ということで進んでおります。その気持ちは、いまのところ変わりはありません。総合的に判断したものであり、そういう方向で進んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 中村議員のご質問にお答えをいたします。

運営会社とはその後連絡を取り合ったかどうかどう

かということですが、詳細については、私自身のことでお答えさせていただきますが、4月に運営会社の社長が表敬訪問をされて、副町長と私がお会いをしております。あくまでもこちらから打ち合わせをしよう、向こうから打ち合わせをとということではなくて、おそらく運営会社の社長がこちらへ用事があったときに、お越しになったものだと考えております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 以上で1番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 3番 角井です。

2点にわたりまして、質問をいたします。

まず、1点目は、津幡町地球温暖化防止実行計画の取り組みについてお伺いをいたします。

近年、テレビの特報等でいろんな温暖化問題を取り上げて、報道がなされております。地球温暖化は、地球上すべての生物にかかわってくる問題であります。そして、地球温暖化の解決に向けて「京都議定書」が発行されております。日本は、2005年に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定しています。

その内容については、皆さんご存じだろうと思いますが、2008年から2012年の5年間で国の温室効果ガスの排出量を、1990年比6パーセント削減すると議定書の削減義務に合意をしています。さらに政府は、2020年までにどれだけ削減できるか、この6月に中期目標を発表するときの新聞にも報道されておりました。

そういう中でいま、市場では環境に優しいエコカーをはじめとし、家電製品、エコ住宅、太陽光発電など各メーカーが次々と新商品を発売し、政府も温暖化防止策としてエコ減税を打ち出しました。

一方、先進各国では、排出量の割り当てと同

時に排出権に市場原理を導入する、いわゆる京都メカニズムによる排出量取引が行われており、排出権投資ファンドなどさまざまなビジネスなどの広がりが、いま広がっております。

そのような状況下で、町は、昨年の4月に「地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成16年度を基準年度として、平成24年度までに温室効果ガスを6パーセント削減することを目標としています。その計画は、町の管理するすべての施設を対象とし、16年度中の施設の排出量を割り出し、実行計画の数値目標が掲げられてあります。

そこで、昨年度の「町地球温暖化防止実行計画」の取り組みをどのように行ったのかということをお伺いする前に、私の私見を述べさせていただきます。

計画には、各施設に1名の推進委員が配置されています。推進委員は、調査、取り組みの実施啓発を報告するとなっておりますが、もっと具体的に各推進委員は職員が日々実行することや創意工夫を図ることを盛り込み、1年間の実施計画を作成させます。

推進責任者は、全施設の実行計画を確認し、「温暖化防止実行計画」と差異がないか、また、実行可能かを判断します。

そして、事務局は、定期的に全体会議を行い計画に対する進捗状況を確認しながらPDCAサイクルを活用することにより、環境マネジメントが機能するのではないかと思います。

次に、推進委員は、半年ごとに「取り組み実践チェックリスト」の記入を行い、推進責任者に提出し、精査した後に事務局に提出され、町のホームページに現在秋の分が公開されております。

その評価リストを見ますと、各保育園の取り組み内容は統一されていないように、私は見受けました。小学校、公民館も同様であります。これら類似した施設には、実行する基準をできる限り明確にして、数値目標に対する評価でな

らなければならないと思います。

以上のことを申し上げ、推進責任者であります町民福祉部長にお伺いをいたします。

20年度の「町温暖化防止実行計画」の取り組みはどうであったのか、また、排出量6パーセント削減に対する数値目標と照らし、どのように評価されたのかお伺いをいたします。

次に、推進総括者であります町長にお伺いをいたします。

取り組み1年目であり、すべての施設が円滑に推進できるとは、私は思っておりません。

しかし、平成24年度までに温室効果ガス6パーセントの削減は、容易ではないと思っております。職員全員に地球温暖化防止の重要性を理解させ、より実効性のある取り組みがこれからますます重要になってくると思えます。

21年度の取り組みに対する町長の決意をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 角井議員のご質問にお答えをいたします。

「津幡町地球温暖化防止実行計画」の取り組みに対する決意を述べよということでございます。

その前に私は、職員にいつもこういう話をいたしております。ちょっと大きい話になりますけれども、世界、日本は、次の3つのことを乗り越えなければ大変後退をしていくぞと、こういうことでございます。

その3つでございますが、まず1つは、いま言われました地球温暖化の問題、これだけは絶対乗り越えなければならない問題である。この本当に山のない国で水位がどんどん上がってきておる、こういうこともお聞きいたしております。

2番目は何かといいますと、いまはやりの新型インフルエンザ、これがやはりきちっとした対応ができないと、地球も大変、日本も大変厳しい状況にあるぞと。

3つ目は、サブプライム問題の不況問題でございます。このこともきつと乗り越えていかなければならない。職員にはこの3つ、いつも申し上げております。

そういう中での一つ、地球温暖化の問題でございます。

CO<sub>2</sub>の排出量は、家庭やオフィスの民生部門や運輸部門において、増加に歯止めがかかっておらず、将来における気候変動を収束させるためには、私たちの日常業務における省エネ活動は避けてとおることはできないものであります。

平成20年度におきまして、計画の初年度ということで、実態の把握やデータ収集を主に行ったものであります。平成21年度は、業務にかかわる職員の小さな取り組みや施設設備の管理運用面などソフト面のムラ・ムダを徹底的に排除していく取り組みと、一方ではクリーンエネルギーの導入や省エネ機器への更新などハード面での投資も実行的な結果を残す上で検討していく必要があると考えております。また、既存事業などのほか、町民への行政サービスにおいても、温室効果ガス排出を加味した内容の検討が必要であるとも思っております。

これらを踏まえ、平成21年度は温室効果ガス削減のためソフト面、ハード面において町の事務事業を精査しながら、実効的なCO<sub>2</sub>削減を実行してまいり所存でございます。目標年度の平成24年度には、基準年度（平成16年度）比6パーセントの温室ガス削減を実現したいと思っておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。やはりこれはあくまでも実行をどう実施させていくか、これはやはり町長をはじめ職員の意欲、そういうものに対する気持ちが一番必要だと思っております。

ご指摘の点、私自身が職員の先頭に立って、この温暖化の問題に取り組んでいくと、また議員の皆さま方のご協力をお願いしたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 角井議員の「津幡町地球温暖化防止実行計画」の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、平成20年度の「町温暖化防止実行計画」の取り組みはどうであったのかについてですが、昨年度はこの計画の初年度ということで、町の各種施設において電気、ガス、燃料などがどの程度消費され、温室ガスがどれくらい発生しているのかなどについて、基礎的データの収集ならびに各施設に推進員を配置し、職員への地球温暖化防止に対する意識向上に努めるほか、当該施設における取り組みの確認や他施設での取り組みの状況を知っていただくため、「取り組み実践チェックリスト」の提出を求め、集計したものを各施設に報告するとともに、町ホームページで公表をしております。そして、これらの過程で生じた問題や改善点についても把握を行っております。

また、職員が環境問題へのさらなる知識を深めるため、県の温暖化対策室より講師を招き、温暖化の原因や現状、今後求められる取り組みなどの享受やエコドライブ教室を開催しております。

また、角井議員が私見として述べておいでますように、各推進員が行うべきこと、推進責任者が行うべきこと、事務局が行うべきこと、そして、「取り組み実践チェックリスト」の組織ごとの内容統一や改善などについては、ご意見のとおりであると思います。

これらについては、昨年度の状況を踏まえ、各種施設に属する職員全員が温暖化問題を共有し、各施設が計画を立てる、計画を実践する、事務局は推進状況をチェックする、計画の結果を検証し改善処置をするというPDCAサイクルがうまく機能するように、組織体系の見直しや改善を行い、指導強化につなげていきたいと思っております。

次に、排出量6パーセント削減に対する数値目標と照らし、どのように評価されているのかとのことではありますが、現在、各施設における平成20年度の温室ガス排出量については、集計中ではありますが、かなり厳しいものがあると思われれます。今後その結果をもとに各施設の具体的な取り組みについて、推進員や施設管理者など打ち合わせを行いながら目標に向かってのCO<sub>2</sub>排出量削減の強化を行いたいと思っております。

以上であります。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 いまほどの町長の先頭にたつてやる決意と町民福祉部長であります焼田部長には、決して私の言ったことをそのまま踏襲するのではなくて、もっとより以上のものを取り組んでほしいなど、そうしなければこの温室効果の削減を実行することは不可能だというふうに思っております。そういう意味では、職員一丸となって取り組んで、そしてまた、そのことが町民に対する全体にそういう意識が広まっていくのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の質問であります、ごみの減量化について質問をいたします。

5月の「広報つばた」に、河北郡市広域事務組合から、ごみの減量化にご協力をくださいという折り込みがありました。その内容は、生ごみは約80パーセントは水分といわれ、家庭から出すときにぎゅっと一絞り、大きじ1杯分で河北郡市全域が毎日実施した場合、年間経費削減効果は260万円とのような内容だったと思っております。平成19年度の1市2町の広域事務組合の処理対象物は、クリーンセンター、リサイクルセンター、浄化センター、最終処分場、広域汚泥焼却センターなどがあります。処理経費は、年間12億1,800万円かかっているかと思っております。最も多く経費がかかっているのはクリーンセンターであり、処理経費は9億5,500万円かかっ

ていて、全経費の約80パーセントを示しています。そして、年間処理量は2万4,339トンであり、燃えるごみの割合は紙類が38パーセント、生ごみは16パーセントであり、私は以外と思ったのは、紙類が非常に多いなということがこの調べで見えてきました。

近年の住宅事情は、古紙いわば新聞とかいろいろな紙類の保管場所がなく、ごみとして出されているのが一つの大きな要因かなというふうに思っています。このような状況を勘案して、町の取り組みとして6月からレジ袋の無料配布中止、今月から始まっていますが、そして8月に役場内敷地で資源回収施設の設置を行う予定になっているかと思えます。燃えるごみの最も多い紙類の収集については、近隣の住民は資源回収施設を利用するというふうに思いますが、広範囲の津幡町であり、どの程度が利用されるかといった一面があります。紙類の収集については、毎月、各地域で行っている資源リサイクル収集のときにも、資源ごみとしてこの紙類の収集ができないのかと私は思っております。

しかし、ある地域では、このリサイクル収集のときに場所が狭いというような問題も、一部地域にはあるかと思えます。その地域については、8月から行います資源回収施設を利用すればいいのかなと。そして、またもう一点は、この紙類の収集については、小学校の保護者の方々が年2回収集活動を行い、1キログラム当たり1.5円の補助金が町から出されているかというふうに、私は思っております。保護者会にとっては、大切な重要な運営資金であり、そのへんのところに影響がないかなという懸念はしております。

しかし、要は、いまのこの燃えるごみをどれだけ少なくするかという重要な問題を抱えているのに、その保護者の方々については、また別な角度で議論をすればいいのかなと。ぜひともこのいま38パーセントですか、これを極力少なくしなければならぬなど。これからますます

津幡町人口が増えてきます。おそらく住居も増えてくるでしょう。当然、この問題はずっと付きまとう問題ですから、ぜひともリサイクル収集時にこの紙類の収集もぜひ行ってほしいなどいうことを思います。

町のご見解をお願いいたします。

**○町長【村 隆一君】** 角井議員のごみ減量化についてのご質問にお答えをいたします。

角井議員のおっしゃるとおり、燃えるごみ処理経費は莫大なものであり、その中でも古紙類の割合が最も多いのが現状であります。

古紙類の計画収集は、これまでごみとして排出されたものを資源化することによって、ごみの減量化とリサイクル推進が図れ、それに伴い増大するごみ処理経費の削減が大いに見込まれるものであり、処理施設における機械の延命や修繕費の削減ならびに町の負担金などの削減につながることはもとより、ごみ処理におけるCO<sub>2</sub>の削減による環境負荷の軽減等も図られるわけであります。

これらの効果を勘案すると古紙の分別収集は、町として経費節減や環境型社会構築を促す上で緊要な取り組みであると思っております。

そこで、町といたしまして、24時間いつでも出せる常設資源回収施設を建設中であります。8月からの運用開始に向け、多くの皆さま方にこの施設を利用していただけるようPRを行っているところであります。

また、各小学校、保育園などが実施している集団資源物回収におけるPTA、保護者会の皆さまにできるだけご迷惑がかからないように配慮しながら、今後予定している地域での古紙類の分別収集を9月ごろより、年数回実施する予定でございます。

なお、各地区で行っていただいております資源リサイクル収集時における古紙類の回収につきましては、常設資源回収施設および年数回実施する予定の地域での古紙類の回収実績を勘案しながら検討をさせていただきたいと存じます。

次に、かほく市、内灘町の取り組み状況については、両市町とも本年4月より古紙類3品目（新聞紙、雑誌類、段ボール）の計画収集を実施しており、かほく市では2カ月に1回集落の主なステーションで行っており、内灘町では毎月1回各戸収集を行っております。また、内灘町は、平成20年6月に役場駐車場内に常設リサイクルステーションを設置いたしまして、資源物として古紙類の収集を行っている現状であります。

私もいま、河北郡市広域事務組合の理事長をさせていただいております。そういう中で、いつも理事会では、この問題でいろいろ取り組んでいこう、1市2町で何とかしていこうといつも話し合いをしております。そういう中で、広域組合の職員がこういうことをやってくれたということ、2つほどお話をさせていただきたいと思うんですが、私ども津幡町と同様に広域事務組合で1改善1提案ということを実施してくれました。そういう中で、1つはごみを燃やす燃料をいままでですと1日、1日、止めたり、つけたりと、自動車の発車、止まると一緒でございますが、そういうことをやっておりました。ある職員が、どういうことを提案したかといいますと、ずっと続けてごみを燃やしていけばどうだ、こういうような提案をいただきました。これによって大変燃料が高騰いたしておりましたときに、ずっと燃やしていくというのは燃料の削減に役立ったわけです。そういう改善、また古紙類も祝日、土、日で別個に集めるということも実施をしてくれております。そういう中で、私ども、町も広域事務組合といろいろ話をし合って削減に向けていきませんと、ごみ減量化というのはできないという思いをいたしております。

そういう中で、議員の皆さん方のいろいろご指導をいただきながらごみの減量について、私自身、理事長をいたしておりますので、先頭に立って真剣に取り組んでまいりたいと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 先ほどの町長の答弁聞きまして、ちょっと思ったのは、1市2町がちょっとばらつきがあるのかなと思いました。これは広域事務組合、1市2町合わせて同じような足並みで行ったのがいいのかなという感じがいたしました。私の私見ですけれど、そういう感じがいたしました。

以上で終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で3番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたしまして、午後1時から再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後0時02分

〔再開〕 午後1時00分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 9番 道下政博です。

初めに、全世界に恐怖をまき散らした新型インフルエンザ沈静化と、これ以上我々の通常の生活を脅かすことのないように祈っているのは、私だけではないと思います。

新型インフルエンザ感染により死亡した方々に対して、ご冥福をお祈りいたしますとともに、石川県内また津幡町内に感染者は幸いゼロであります。この状態を維持することができるように、町民を代表して町に要望しておきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、本題の一般質問に入ります。

まず最初の質問でございますが、スクール・ニューディール構想の推進についてを質問させていただきます。

政府では学校施設において、耐震・エコ・ICT化を抜本拡大し、21世紀の学校にふさわしい教育環境の整備を図ることを目的とし、同時

に雇用の創出、経済波及効果、経済の活性化、国際競争力の向上に資する目的で行うものとして、強力な取り組みが行われています。平成21年度補正予算中、国庫補助分として4,710億円が盛り込まれており、大いに活用すべき項目がありますので、その中の3点について質問をいたします。

1番目、公立小中学校の耐震化事業の推進について質問します。

すでに太白台小学校と中条小学校の耐震化工事については、前倒しで着工すると決定をいたしました。が、その他の小学校で耐震化工事ができていないものがあるれば、これを機会に前向きな取り組みができればよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

政府では、I s 値0.3以上から、そしてI s 値0.3から0.5を中心に、0.5以上も含めて学校の耐震化を進めていくとの大変前向きな取り組み姿勢でありますので、本町としてもこういう機会を逃さず、前向きに学校の耐震化に取り組むべきであると思いますが、いかがでしょうか。

2番目、公立小中学校への太陽光発電導入等エコ改修事業の取り組みについて質問いたします。

政府では、今後太陽光発電導入校を現在の10倍の1万2,000校の設置を目指しております。

私は、4年前から津幡小学校改築の際は、太陽光発電等を含め、ぜひエコスクール化をすべきであると訴えてまいりましたが、なかなか十分な実現のめどが立っていません。

これからは、太陽光発電導入校への国庫補助率がぐんと上がりそうですので、この際、津幡小学校改築工事に太陽光発電の導入をぜひ実現をしていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。また、その他の小中学校の省エネ改修の推進についても検討していただきたいと思います。

3番目、公立小中学校のICT環境の整備推進で地上デジタルテレビの整備やコンピュータ

一の整備促進について質問いたします。

政府では、公立幼稚園、小・中・高・特別支援学校、公民館6万カ所に地上デジタルテレビ44万台の整備をすることを決めています。この44万台の地上デジタルテレビを前に、いち早く手を挙げた県、市、町に優先的に補助される流れができあがっております。

津幡町としては、このうち何台かを確保するために手を挙げる予定でしょうかお聞かせください。

4番目については、地方向け臨時交付金6,330億円の活用について質問いたします。

政府では、上記のうち耐震化、エコ化分の地方負担へ対応するために、地域活性化・公共投資臨時交付金に3,000億円を準備。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に3,000億円が準備される予算が成立をしました。

本町としては、どう活用を考えておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

以上、4点について村町長に質問をいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、スクール・ニューディール構想の推進についてのご質問でございますが、この構想は、国の経済危機対策として文部科学省が今回補正予算に盛り込んだものの一つであり、学校施設における耐震化、エコ化、ICT（情報通信技術）化などを一体的に実施するという構想でございます。

最初に、公立小中学校の耐震化事業を推進せよとのことですが、道下議員もご存じのように、すでに本町の本年度予算には老朽化した津幡小学校改築事業に加え、特に緊急を要することから当初計画より大きく前倒しをした中条小学校の全棟および太白台小学校におけるI s 値0.3未満の校舎・体育館については、大規模改造・耐震改修工事費を計上済みでござい

ます。現在、工事着工に向けて準備を進めております。

I s 値0.3以上となる太白台小学校の残りの耐震力不足部分および刈安小学校管理棟の耐震化工事については、本年度の事業にさらに追加することは財政的にも工期的にも困難であることから、後年度に当事業の実施の際、活用できるほかの有効財源の有無を現在調査・検討中でございます。

いずれにしましても、I s 値が不足しているのは事実でありますので、一日も早く耐震工事を実施し、安全・安心な教育環境を整えたいと考えておるところでございます。

次に、公立小中学校への太陽光発電導入等エコ改修事業に取り組みとのごことでございますが、地球温暖化防止、低炭素型社会の実現など、現代を生きる者として後世に恥ずかしくない行動をしていかなければならないということは当然のことです。

新たに改築する津幡小学校におきましては、太陽光発電を取り入れた設計で進めておりますが、他の既存校舎については、津幡小学校における施設の費用対効果、初期導入費用、教育効果等を勘案をいたしまして、採用の方法を検討してまいりたい、このように考えております。

今回のニューディール構想によるエコ改修については、財源的にも有利なものであり、何らかの形で有効に活用できないか検討しておりますが、新たに今年度事業を追加することは困難であると考えております。

次に、公立小中学校のICT環境の整備推進事業で、地上デジタルテレビの整備やコンピューターの整備、促進を図れとのごことでございますが、当町といたしましても、2011年7月にテレビ放送が完全デジタル化されるのを踏まえ、今回のニューディール構想による財源措置を最大限に活用いたしまして、町内幼稚園や小中学校、公民館におけるテレビの地上波対応型デジタルテレビへの更新、小中学校における児童・

生徒の教育用パソコンの追加購入、各小中学校への電子黒板配備、さらに、教職員1人1台の校務用パソコンの配置を検討しており、現在その経費について調査中でございます。この機会を逃すことなく、新たな教育環境の整備、効率化を図りたいと考えておるところでございます。

最後に、地方向け臨時交付金の活用をせよとのごことでございますが、今回の国の補正予算による地域活性化・公共投資臨時交付金および地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、町にとって大々有利な財源であることから、有効に活用したいと考えております。

現在、中条、太白台小学校の大規模改造・耐震改修事業や津幡小学校改築事業の補助対象外経費に充当を検討しているほか、教育関係以外の各部署からも充当事業を募っております。

一方で、有利な財源制度を活用するためとはいえ町債の発行額も増え、予算規模も例年ベースを大きく上回ることも事実でございます。町が直面する諸問題を的確に把握をいたしまして、緊急性・必要性を十分に勘案をして、むやみに事業を追加することではなく、近い将来、津幡町が必ず必要となる事業について有効な財源を活用し、前倒しを行うことで対応したい、このように思っております。

また、道下議員の方でいろいろご指摘がございましたら、ご指摘をいただきながら検討してまいりたい。

また、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 町長の前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひとも大いに活用して、この機会でなければできない有利な財源もあるということで聞いておりますので、ぜひともより多く実現できるように取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

続きまして、2点目の質問に移ります。

動植物の絶滅危惧種の把握と対策について質問をいたします。

6年前、私が、町議会議員に初当選した折に、環境保護では典型的なホテル、なかんずく特に貴重な源氏ボタルとその生存している地域の自然保護をすべきであると提案をいたしました。結果として地域住民の理解を得られず、残念ながら足踏み状態のままとなっています。

いまから14年前に、私たち家族が能瀬に引っ越してきた頃は、住宅のすぐ近くの田んぼには平家ボタルが数匹生息していましたが、ここ数年は住宅近くまではまったくホテルの姿を見ることができない状況にと自然環境の悪化が進んでいます。

また、私の犬の散歩コース途中にある能瀬川の浦能瀬橋付近には、鮎や岩魚が住める水質を目指しているとの立看板が橋のそばで空しく立ちすくんでいる状況であります。一度失った自然環境は、なかなか取り戻すことができない身近な例をご紹介いたしました。

津幡町の中で、動植物について絶滅の危機に瀕しているもの、また、すでに絶滅してしまったもの、また、これから近々にそういう危機が迫ってくるであろうと想定されるものなどの種類が把握されているものなのか。

そして、それを回避する対策を講じる手立てを持っているのか、また、その対策が進んでいるかを質問いたします。

村町長に答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員の動植物の絶滅危惧種把握と対策はとのご質問にお答えをいたします。

県では、環境省作成のレッドデータブックで考慮されない希少生物を含め、絶滅の恐れのある野生生物をリストアップし、生息状況など取りまとめた資料集「石川県版レッドデータブック」を作成をしております。保護対策の基礎データとして活用しております。

このデータによれば、絶滅の危機に瀕している絶滅危惧Ⅰ類、絶滅の危機が増大をしている絶滅危惧Ⅱ類、絶滅危惧に移行する可能性のある準絶滅危惧などに区分されております。

Ⅰ・Ⅱ類の動物だけでも、ヤマコウモリなどの哺乳類が5種類、イヌワシなどの鳥類が31種類、ゲンゴロウなどの昆虫類が42種類、ほか淡水魚、両生爬虫類などを合わせると87種類、またシダ植物や離弁花類等の植物では373種類に及んでおります。

その対策といたしまして、県指定希少野生動植物種について、捕獲、採取、殺傷等を原則禁止をしており、許可なくその行為をした者に対して罰則を設けているのが現状であります。

当町においては、希少野生動植物が地球温暖化や里山などの荒廃を背景に生息環境が悪化をし、日本有数の地である河北潟干拓地に生息するタカ科の鳥であるチュウヒなどが絶滅危惧種に指定されております。

町といたしましては、まず不法投棄の防止や里山環境保全、美化運動などにより、環境破壊の防止に努めるとともに、国・県の指導もいただきながら、さらに絶滅危惧種保護の推進を図ってまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

津幡小学校のトイレの個室化、洋式化とエコスクール化の進捗状況について質問いたします。

2年前に、津幡小学校のトイレの個室化、洋式化について、4点の要望で質問をいたしました。答弁に立った教育長は、アンケートを実施し、検討していきたいとの答弁でありましたが、その後、具体的な進捗状況はどうでしょうか。

また、最初の質問と重なる部分もありますが、エコスクール化についての進捗状況についてもご報告をいただきたいと思います。

また、同じように幼稚園についても、トイレの個室化、洋式化についての検討や対策の必要性はないものかについて、村町長から答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 津幡小学校のトイレの個室化、洋式化とエコスクール化についてお答えをいたします。

現在、実施設計中であります津幡小学校改築事業におきましては、基本設計の検討時に生活様式の変化や現場教職員の意見を参考に洋式化について検討をいたしました。検討の結果、洋式化を基本とし、実施設計においては各階に設けている児童用トイレについて、和式を1基ずつ設置する設計といたしました。

また、トイレの個室化につきましては、目が行き届きにくいなどの管理面から児童用トイレの個室化は予定しておりませんが、多目的トイレにてその対応を図ってまいりたい、このように思っております。

つばた幼稚園につきましては、現在洋式と和式の個数が半分ずつとなっており、今後は残りの洋式化を検討してまいりたい、このように思っております。

次に、エコスクール化の対応についてであります。スクール・ニューディール構想の答弁で一部触れましたが、具体的には窓ガラスや屋根を利用した太陽光発電、風力を利用したLED外灯、省エネルギーを考慮した日除けの効果のあるバルコニー設置や雨水利用、県産材等を利用した内装の木質化、この4項目を取り入れ設計中でございます。

コストと効果について、比較、検討を行っているところでございますけれども、これらの設備を児童にも分かりやすく、学習に活用できるよう工夫し、環境教育に役立たせるためにも積極的に取り組みたいと考えておるところでございます。

なお、屋上緑化にあわせてビオトープの設置

検討もいたしました。維持管理に係る費用などの問題から、今回は設置しない計画といたしましたので、ご理解をいただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

いまほどの最後の方で私が幼稚園についても少し質問いたしました。これは通告になかったでしょうか。ありませんでしたかね。もし、通告がなければ結構でございます。

それでは、4点目の質問に移りたいと思いません。

つばた町民レガッタ大会名の改称の考えはないか、大会名の変更について質問をいたします。

町民レガッタの参加チームは、議会チームをはじめとして、本町以外の参加チームの増加も定着してまいりました。特に、議会チームは年々参加クルーの増加があり、他市町との交流も定着してきているように思いますし、大変喜ばしいことだと思っております。

そこで、これだけ交流市町が増えてきている以上は、大会名であるつばた町民レガッタの、特に町民に絞ったような大会イメージの名称部分について、そろそろ考え直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、大会のルールについて、特に前年度優勝チームのメンバーの入れ替え義務化を徹底、実施する必要性を感じております。本町の議会チームは、ホスト役としての立場から考えると、毎年連続優勝というのではかなり語弊があるのではないのでしょうか。

全国市町村交流レガッタ大会で、順位競うことを目的とするものと違い、本来、町民レガッタの目的は順位ではないはずで、勝つことだけが目的ではないはずでありますので、ことしの大会からは、前年優勝クルーの漕ぎ手メンバーの半数は選手変更の義務化を徹底する必要があると思っておりますので、ぜひ実現をしていただき

たいと思います。

そして、今回からのルール変更の通知をあらかじめ各参加チームにお知らせし、参加意欲を高めることも大切だと思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

村町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 つばた町民レガッタ大会名の改称の予定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

つばた町民レガッタは、平成3年に津幡町で石川国体競技が実施されることを契機に、昭和63年に津幡町国体実行委員会が11クルーの参加を得て初開催をしたのが始まりでございます。

その後、回を重ねるごとに参加クルーも増え、現在では町内外から多数のクルーの参加を得て、津幡町のシンボルスポートであるレガッタを通して、参加者の融和を深め、さらに地域連携と健康意識の高揚、ボート競技の普及を目的に開催をいたしております。

ご指摘の他市町からの参加については第2回大会から、また、議会の皆さま方には第4回の石川国体開催の年から参加いただき、他市町村の議会の皆さま方には14回の大会から参加をいただいております。

つばた町民レガッタの名称につきましては、ことしで22回目の開催と長年親しまれてきた名称であり、全国的にも同様な名称で実施のレガッタも多数あることから、いまのところ改称は考えていないということでございます。

次に、大会ルールについてですが、広く参加を求め、多くの方がボートにふれあい、交流の輪を広げていただけるよう全国市町村交流レガッタ実施要項などを参考にルール改正を行い、ことしのレガッタから実施したいと考えております。

また、最後になりますけれども、本当にこの町民レガッタ、議員の皆さんのお力が大きい。皆さんのいろいろなところにご参加を呼びかけ

ていただいて、これだけの町民レガッタの開催ができるというふうに思っております。

議会の皆さま方のこのレガッタに対するご協力、ご尽力に心から感謝を申し上げ、また、引き続き大会が成功裏になっていきますようにご協力を賜りたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。4点の質問を道下政博、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で9番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、4番 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 私から2点の質問をさせていただきます。

1点目の質問ですが、全国体力テストの成績について、早川教育長にお伺いいたします。

文部科学省は、1月21日全国の小学5年と中学2年生を対象に昨年実施した全国体力テストの結果を公表しました。半数以上の児童・生徒で、体力水準がピーク時の昭和60年度の平均値を下回るなど、改めて体力の低下が深刻化していることが明らかになりました。

中2男子の1500メートル走では、今回の平均値は23年前の1985年と比べると30秒も遅く、距離にして113メートルの差がつき、小学校5年生のソフトボール投げでは、今回の平均値25メートル39センチで、85年に比べ4メートル55センチ短くなったそうです。

大きな原因と考えられるのが運動不足で、調査の結果、1週間にほとんど運動しない生徒が、中学では女子の3割、男子の1割に上ることがわかりました。

都道府県別では、全国学力テストでも高い成績を上げていた福井、秋田が上位に並んだそうです。

早寝早起きをして、朝食を食べるという生活リズムが整っている子どもは、そうでない子ども

もに比べて学習や運動能力の面ですぐれた成績を出していることが各種調査で明らかになっています。

福井県は、早寝早起きの子どもの割合が全国平均より高く、石川、富山を含めた成績上位県はおおむね朝食摂取率が高いとなっています。そのようなこともあり、地域ぐるみで「早寝早起き朝ごはん運動」に力を入れる自治体が多くなってきたそうです。

石川県教委では、学校は弱点の克服などに活用してもらいたいと、例年どおり体力テストの結果を公表しました。中学2年を市町別に50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げの3種類で分析したものです。男子は珠洲市が3種目とも県内19市町で上位3位に入り、志賀町はいずれも逆に下位3位となり、中2女子では川北町が上位3位に入ったとのことです。

しかし、元気な町である当町の中学2年男子で見ると、50メートル走では19市町中で15位、立ち幅跳びで8位、ボール投げでは最下位の19位と結果発表がされました。食育、地産地消を揚げ、学校給食においしい地元産の米を使用したご飯を提供し、また、いろいろなスポーツが盛んに行われ、会合やイベントでのあいさつの中で、「元気のある町」としてアピールしている当町にとっては、以外な結果です。

これからの町を担っていくべき児童が、このような成績では少し残念です。テストの成績がすべてを左右するものではないと思いますが、町としてこのような結果をどのようにとらえていますか。

また、今後の指導に何か改善をされるのでしょうかお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 酒井議員の全国体力テストの成績についてのご質問にお答えいたします。

正直いいまして、私もこの結果を見まして、大変驚いたといいますか、残念に思ったところ

であります。

体力テストは、身体の一部を測るものとはいえ、なんといっても健康で元気な体を持ってこそ、これから活気ある人生を送る元となりますので、これはしっかり、また意を新たにしなければならぬというふうに思ったところでございます。

全国的な体力低下の要因といたしまして、外遊びなど子どもが積極的に体を動かす機会が少なくなった。交通手段などの生活環境の変化により、日常的に体を動かすことが減少した。あるいは国民のライフスタイルの変化により、人々の生活を夜型に導くものがあふれ、このような生活に子どもたちも巻き込まれて、睡眠不足など生活習慣の乱れが生じてきたというような、このようなことが要因として指摘されているというふうに感じております。

酒井議員がおっしゃるように、本町の中学2年生の結果を見ますと、ハンドボール投げなど一部の種目において県平均を下回るものがあります。

しかし、一方で小学校5年生においては、女子のほとんどの種目で県平均を上回るという結果も出ております。

全体的には、50メートル走や20メートルシャトルランなどの走種目においては小学校はおおむねよい結果となっているものの、長座体前屈は小中学生とも県平均を下回るという結果であります。つまり、本町の子どもたちは、走ることについてはある程度得意としているものの、柔軟性には欠けると、やや欠けるというふうに分析をしております。

このように調査結果を分析しまして、各学校における体力面の課題を把握し、町内全小中学校が指導の改善に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的には、各学校が「体力アップ1校1プラン」を作成し、体育の時間の指導改善や全校的な体力アップの取り組みを行っております。

ちょっと例を申し上げますと、これはある小学校の例ですけども、その元気な小学校の名前をあげまして、「元気な小学校 ○○校プラン」という名前をつけまして、現状課題をこんなふうにとらえております。平成20年度の体力・運動能力調査結果から、男子、女子ともに反復横とびおよびボール投げが全国平均より劣るという結果が見られた。運動能力の2極化と言われている現在、素早く体を操作する動きや投げる経験の少なさがボール投げの低下に落ちていると思われる。そこで子どもたちの運動に対する意欲を高めながら、さまざまな運動や遊びを体験させていく必要があるというふうにとらえまして、教科の時間、体育の時間あるいは児童会、特別活動の時間あるいはその他遊びの時間等々の計画を掲げて、体力アップに取り組むというようなところがございます。

町教育センターでは、小学4年生以上の全児童・生徒を対象に、生活状況調査を実施、分析しまして、その調査結果を各学校へ還元することで、児童・生徒の生活習慣の改善に向けた各校の取り組みに役立ててもらっておるところです。

さらに、生涯教育担当でも調査結果から就寝時間の遅い、特に就寝する時間が遅い子どもたちが増えている傾向にあるというふうなことから、ジュニアのスポーツ教室などにその実態をお知らせするとともに、「早寝早起き朝ごはん国民運動」に取り組み、社会全体で、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指す運動をはじめたところがございます。

また、本年4月から、子どもたちのいまほど言いました就寝時間を少しでも早めたいとの思いから、施設の開放時間を30分繰り上げ、これまで10時だったものを9時30分までとし、利用者の皆さまにご理解を、そしてご協力をいただいているところがございます。

このように関係者との連携を図りながら、今後の子どもたちの体力・運動能力の向上に向け

た取り組みを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上で、私の答弁を終わらせていただきます。

**○議長【谷口正一君】** 酒井義光議員。

**○4番【酒井義光君】** 再質問というほどのものでもないですけども、ちょっと私の思いを述べさせていただきます。

児童が自然に体力アップをする方法の一つとして、ラジオ体操があるかと思えます。

私たちの小さいころには、ラジオ体操するにも全身を伸ばし、曲げ、反り、いろんなことをきっちりしないと先生によく叱られまして、みんないい形でラジオ体操をしておりましたが、最近のラジオ体操を見ていると、飛ぶのもほとんどただ上がったような格好、反るも手だけで体は全然反らないで、そういういろんな動作が「ラジオ体操せい」と言われたのでやっているというのが、学校の生徒も大人も含めてですけども、そういう形がよく見られます。

その辺を一つひとつしっかりとすると、日ごろの積み重ねというのが、いずれ1年とか何かでないですけども、長い目で見るといつかは成果があらわれるんじゃないかなと、自然にあらわれて数字にどうのということはないかもしれないんですけども、そういうことも期待されるので、ラジオ体操をしっかり教えてもらったらいんじゃないかなと思います。これはこれで答弁いりませんので。

それでは、2点目の質問に入ります。

住吉公園は、平成6年3月30日に供用開始され、面積は3万平方メートルとなっています。

以前は、一部でゲートボールが行われていましたが、駐車場には車がまばらにとまっている程度で、トイレの使用または公園で弁当を食べるなどしていても、車をとめることに不便を感じませんでした。

しかし、最近では、天気によければ平日でも多くの人たちがグラウンドゴルフを楽しんでいます。雨が降っていてもカップを着て練習をし

ている姿も見受けられます。

休日になるといろいろな大会が開催され、多くの町民が集まり、グラウンドゴルフや散歩を楽しんでいます。

住吉公園は広くてよいが、車をとめられなくてというように、駐車場が狭く車をとめることから考えなくてはなりません。公園の利用者から何とかならないかとの意見が寄せられています。

現在、駐車場としては15台で、向かい側に軽四程度の並列駐車です。無理やり22台が限度です。グラウンドゴルフの愛好者が年々増えており、さらに、駐車場不足が問題となると思います。

27日のチャレンジデーには、グラウンドゴルフ協会主催の大会で各地から多くの指導者が集まるためグラウンドを駐車場に使用していましたが、天候によってはグラウンドには車の車輪の跡が残るため車の乗り入れを禁止しているところが多いと聞いています。年に何回かの大きなイベントには、周辺に迷惑をかけるよりよいかと思えます。

また、一時のために大きな駐車場も無駄かとは思いますが、現状の駐車場では不便です。

第四次津幡町総合計画に、既存公園の再整備で公園の積極的な修繕と再整備の実施が掲げられています。大規模な工事ではなく、植栽の撤去、移植を最小限にし、少しでも安い工事で駐車場整備に取り組むことができないか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 酒井議員の住吉公園の駐車場の増設ができないかのご質問にお答えをいたします。

住吉公園は、都市公園といたしまして計画をいたしました。主に1キロメートルという徒歩圏内に居住する方々の利用を考えて建設した公園でございます。駐車台数は、15台となっております。

施設といたしましては、多目的広場や子どもの広場、そしてソフトボール場などを備えており、町民の皆さま方から大変人気が高うございます。幅広い年齢層からご利用いただいております。

また、大きなイベントの開催時には、隣接する町の関連施設のサンライフ津幡やつばた幼稚園との協議のもと、駐車場の相互利用がなされているところでございます。

しかし、ご指摘のとおり、近年は、健康増進志向や余暇の過ごし方の多様化から、広範囲の地域から多くの方々のご来園をいただいております。特に、グラウンドゴルフの愛好者が多くございまして、日常的に駐車場不足となっております。

津幡町といたしましては、遠方からも多くの方々がお越しをいただけるというのは、町民の皆さんの住吉公園に対する期待の高さのあらわれであると受けとめております。

一層の交流人口の拡大のために、駐車場不足の解消を目指したい、このように思っております。じゃあどういふふうにするんだということでございますが、工事に当たっては、新たな用地買収を行わず、既設公園施設内の植栽の一部を改修により駐車場の増設計画を進め、あわせて公園内の見通しの確保を図り、安全で安心な公園整備を推進してまいりたいと、このように思っております。

いろいろいま検討をさせております。そういう点でご理解をいただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 前向きなご答弁ありがとうございました。

町民のために、また、たくさんの人が集まって楽しめるようにご協力をよろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で4番 酒井義光

議員の一般質問を終わります。

次に、2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 2番 森山時夫です。

私から2点の質問をさせていただきます。

まず最初に耕作放棄田の保全と景観対策についてお願いします。

昭和40年代半ばから減反政策が始まり、年を追うごとに主食の米離れが進み、それに従い米価だけが右肩下がりと下落をしている次第です。

今日、米の価格や耕作者の高齢化、後継者不足、各肥料の高騰、膨大な設備の投資など、個人農家においては、全く未来が望めない状況であり、先祖からの土地を守ることを一身に、体が動ける間または既存する設備が壊れるまでと全く将来のない労働が続いております。

県内の個人農家調査によれば、10年後の姿について、70パーセントが農業をやめるとか、80パーセントの農業者は後継者がいないという調査の結果が出ております。

町内においても、県道、町道を車で走っていても年々雑草が茂る耕作放棄田が目立ってきております。

近年の圃場整備事業における水田は、集落営農組織や認定農家、中核農家、そういう組織や大規模農業などで維持されておりますけども、個人農家にとっては、小さな水田は大型機械での作業とか水田の管理などが非常に作業性が悪く、やむなく耕作を断念する傾向があります。

2008年11月現在の「津幡町耕作状況調査結果データ」によりますと、津幡町の全農地面積は1,875ヘクタール、その中に中山間地区は1,038ヘクタールで、平地は837ヘクタールがあります。その中にいま耕作中は、全体で1,741ヘクタール、その中の中山間地は962ヘクタールで、平地は779ヘクタールが耕作を行っております。いずれも全農地面積の93パーセント余りです。

また、耕作放棄地134ヘクタール、134ヘクタールと言っても、ちょっとぴんときないですけども、確認しますと1辺が1キロ掛ける1.34キ

ロ、そういう長方形の面積だと思ってみればいいです。その中の134ヘクタール中では、中山間地が76ヘクタール、平地が58ヘクタールなど農地面積の7パーセントが、休耕地、耕作放棄地であります。それと、そのほかには山間地区においては、過去耕作田を長年にわたり放棄地にしたために、原野になって耕作不可能地が776ヘクタールと膨大な面積が存在をしております。

昨年度より、全国各地に一般企業が農作事業に参入して、自社の設備や組織を利用した新たなプロジェクトを立ち上げているのが報道されております。

県も今年4月より、農業人材育成を目的にした脱サラを対象とした石川耕稼塾を発足させ、農産物栽培に関する専門知識を育成する事業が始まっております。

今後、水田放棄地が確実に増え、個人や各地区にいろんな情報を促しても、個人では実行することは非常に困難です。

全国各地では、行政、地区とがタイアップして棚田保全対策事業、農地と景観の保全のために棚田オーナー制とか野菜のオーナー制、ブランド米づくり、農業体験のイベントなど、特に石川県でも能登地区においては、3市4町14団体が、随分前から活動を行っている現状を踏まえまして、私の質問をいたします。

1つ目、米を作る過程において、害虫、日照被害を防ぐためには、隣接しておる放棄地の草刈りなど非常に余分な重労働をしております。それも限界がありまして、耕作放棄が進むことが懸念されております。

津幡町行政としても早急に支援策の検討を願いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 森山議員の耕作放棄田の保全・景観対策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、国際的にも食料価額が高騰をいたして

おります。食料需給が不透明な状況にある中で、国では将来にわたり国民に対し食料を安定的に供給をしていくために、国内における食料供給力を強化をいたしまして、食料自給率の向上を目的に40パーセントから50パーセントに、国は自給率を上げようとしております。米粉や飼料用米などの新たな米利用の推進、麦、大豆や国産ニーズの高い野菜などの供給体制の強化に向けた基盤整備や条件整備を行うとしております。

また、国内農業の体質を強化し、食料供給を確保していく観点から意欲と能力のある担い手を育成して、農地の面的集積を進め、その有効利用を図るため農地情報の共有化を掲げております。

当町においても、これらの国策に基づき農業行政を推進していく所存でございます。

森山議員のおっしゃるとおり、現在津幡町でも農地の耕作放棄が年々進んでおります。大変ひどい状況でございます。そこでご指摘の耕作放棄地ですが、耕作放棄地が進むことが懸念され、行政として早急に支援策を検討をしていきたいこのように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 ありがとうございます。

いま町長より支援策を検討すると言ったけど、まず個人へのまた営農に携わる人の希望の持てるような支援策をお願いをいたします。

2つ目には、県道、町道縁の耕作放棄地は、周りの景観を悪くするとともに、ごみや空き缶、たばこのポイ捨てなどで火災の発生源とかいろんな原因になるため、現在行ってる美化大作戦のような運動ができないかを、今後とも町総出で行っていただけるようお願いをしますけども、町長の方はそういうことができるかをお願いをいたします。

○議長【谷口正一君】 ここで、暫時休憩いた

します。

〔休憩〕 午後1時55分

〔再開〕 午後2時04分

○議長【谷口正一君】 暫時休憩に引き続き、一般質問を再開いたします。

村町長。

○町長【村 隆一君】 県道、町道縁耕作放棄地は、周りの景観を悪くするとともに、ごみ、空き缶、たばこなどポイ捨てによる火災の発生原因となるため、美化大作戦のような行動ができないだろうかというご質問にお答えをいたします。

ご指摘の耕作放棄地の草刈り支援策を検討いたしまして、県道、町道縁の耕作放棄地の景観を守る美化運動の推進を図れとのことですが、町では、本年3月19日に耕作放棄地の解消を図ることを目的に、津幡町耕作放棄地対策協議会を設立をいたしました。

この協議会において耕作放棄地支援対策等の検討を行い、緊急的に耕作放棄地を解消する総合的・包括的な対策を講じてまいりたいと思っております。

また、農林水産省では、平成20年度実施をいたしました国内耕作放棄地の調査結果をもって、本年新たに緊急対策として耕作放棄地再生利用緊急対策を実施することとしております。

町といたしましては、この事業に含まれております草木の除去作業を活用いたしまして、耕作放棄地の草刈りや支援策を実施したい、このように考えております。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 ありがとうございます。

もう一つ、耕作放棄地の有効活用として、先ほど言いました棚田対策事業の立ち上げなど一般企業の農業への参画とかオーナー制度のあっせん、町の特産物でありますマコモ栽培の拡充など大規模栽培、ブランド化の推進を図ることを提案をいたしますが、いまほどいろいろな、

津幡町でも3月19日に対策放棄地事業を発足しておりますけれども、また行政の方向性について、町長の方からお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 耕作放棄地の有効活用の推進につきましては、前年度より県の指導のもと、企業参入を積極的に行っている状況でございます。

今後も町の特産物であるマコモダケをはじめ、新たにヤーコンなどの栽培面積の拡大を図り、農業協同組合や関係団体と連携をとりながら推進してまいりたい、このように考えておりますし、私もいま全国町村会に出ております。その中で、農業部会というところに所属をいたしております。そういう中で、いま耕作放棄地の問題が大変大きい問題としてとらえておりますし、石川県の農業会議ならびに津幡町の農業委員会、いろいろこれからこの問題に真剣に取り組んでまいりたい、このように思っております。

皆さん方のご協力をお願いします。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 ありがとうございます。

次に、県森林公園内の動物園来場者対策についてお願いをいたします。

県の森林公園は自然を生かした多くの施設が整い、設備が整って、県内外からの保育園児から学生に至る多くの団体が訪れ、自然とふれあい、スポーツを心いくまで楽しむ、地元我々町民にとっても誇れる公園であります。週末や祭日には、家族連れの来園者が多く見られ、各々の目的に応じた充実した日を過ごせることと思っております。

森林公園には、目玉として身近に住む動物の行動を上から観察でき、シカとのふれあいができる森林動物園があり、見学者も多く訪れております。しかし、せっかく家族連れで動物園を訪れようにも、駐車場からは坂道続きの距離にして約300メートルほどありますけれども、特に

身障者や足腰の弱いお年寄りにおいては、非常に道のりが険しく、断念をしなければならず、せっかくの楽しみが半減になっております。

そこで、町長にお伺いいたしますが、来園者の満足度を高めるために、身障者、高齢者の目線に立ち、サービス向上、特に道のりは要望に応じて、区間限定で、例えば電動のカートなどのそういう要望に応じた人の運送をするなど。

また、公園内のイノシシ園とサル園に通じる階段があるわけなんですけど、そこも約65段ほどの階段があります。

上がり下りするときの高齢者にとっては、非常に足がふらつき危険である。特に、私たち健康な人から見れば、逆に坂道みたいものは楽に歩くことができますけど、身障者や足腰の弱い人をよく見ていると、足腰の悪い方は、特に歩くときは何か前かがみで歩くようなこと、というのは坂道になるとどうしても重心が前にいき、転倒するという恐れもあります。それと階段は、上がりよりも下りの場合、足腰の弱い人は必ずカニ股、横歩きですね。健康な人は、全身でぽっぽっと歩きますけど、本当に階段は、横歩きでやっと下りているような状態です。

そこで、階段には、手すり、あそこには手すりはございませんし、足元のちょっとデコボコもありますので、老人の方、特に足腰の弱い方は、非常にあそこは危ない。そういうことで、階段には手すりやちょっとしたベンチなど設置の検討をお願いしたいわけなんですけども、町長にお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 森山議員の石川県森林公園動物園内についてのご質問にお答えをいたします。

昭和48年5月に開園いたしました石川県森林公園は、総面積1,150ヘクタールを有する広大な地域にわたっております。

当公園の三国山園地を含めた利用客は、平成20年には前年を約2万1,000人を上回る16万

2,000人で、津幡町の重要な観光地となっております。

森林公園内の森林動物園は、ニホンシカ、ニホンザルなど森に生息する動物たちが飼育されており、シカふれあい広場では、日曜や祝日の雨天を除き、しかせんべいの販売を行うなど文字どおり動物たちとふれあいのできる公園となっております。

さて、ご指摘のありました来園者の満足度を高めるサービスと園内の階段に手すりの設置について関係機関に対し要望せよとのことですが、身体障害者やご高齢の方につきましては、関係機関に問い合わせしましたところ、公園事務所にご一報いただければ、係員を派遣し、補助誘導を行うなどのサービスについてすでに実施をされているようでございます。

こういうことも告知をしなければならない問題かなというふうに思っておりますが、係員を派遣ができる状況になっておりますし、また階段の手すり設置の要望については、関係機関に対して多くの実績を持つ津幡町議会内で組織をされております森林公園活性化対策特別委員会のご支援をいただき、より強力に県に要望してまいりたいと思っております。

そういう点で、この活性化委員会の皆さま方と県の方へ要望をしてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

**○議長【谷口正一君】** 森山時夫議員。

**○2番【森山時夫君】** 再質問ですけれども、いま要望によって、公園事務所によって、その日対処すると言っていましたけれども、事前に予約がいるんですか、それともその日に行ったらすぐ対処ができるんですか。

**○議長【谷口正一君】** 産業建設部長。

**○産業建設部長【杉本 満君】** 森山議員の質問でございますけれども、前もって連絡があれば、森林公園の方では幸いかというふうに聞いております。

なお、その日ということになれば、町の方からその辺の指導もしてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長【谷口正一君】** 森山時夫議員。

**○2番【森山時夫君】** 分かりました。ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長【谷口正一君】** 以上で2番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、5番 塩谷道子議員。

**○5番【塩谷道子君】** 日本共産党の塩谷です。

4点到りお尋ねいたします。

先に通告の1と2を入れかえて質問させていただきますので、お願いいたします。

まず、1点目です。ことしの4月から要介護認定の方法が変わりましたが、判定が軽度化するのではないかという懸念が広がりました。そのため経過措置として、従来の要介護認定が認められることになりました。その方たちにも新制度での判定結果を知らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

介護保険の新しい要介護認定制度では、認定調査項目が減ったり、判定基準が変わったりしたことで判定が軽度化するのではないかという懸念が広がりました。4月2日の国会で、日本共産党の小池晃参議院議員は、「介護保険の要介護認定方式の改定などで、給付費を284億円から384億円削減できる」と明記した厚生労働省の内部文書を示して、新制度のねらいが認定の軽度化にあるのではないかと追及しました。

また、別の厚生労働省の文書では、「要支援2と要介護1の認定の割合を現在の5対5から7対3へと軽度の人を増やす方針」を明記しています。さらに、「介護認定審査会委員の関与を減らし、当初想定していた割合に近づける」などと審査会の役割を後退させるねらいも書き込まれていました。

実際に4月の介護認定では、改悪が行われています。いままで一次判定では「要介護1相当」だけ判定され、二次判定の認定審査会で個別的、具体的に判定する余地が残されていましたが、4月の改定では、コンピューターによる一次判定で、要支援2と要介護1の区分けがすでに行われることになりました。また、いままでの認定審査会に出されていた全国的に蓄積されたデータに基づく参考指標を審査資料に掲載しないことにしました。

高まる国民世論の前に、厚生労働省は新制度実施から2週間足らずで、見直し後の要介護認定方法への切り替えの時期の不安や混乱を防止するとして、次のような経過措置を発表しました。「省内に設けた検証・検討会の検証が終了するまでの措置として、従来の要介護度の継続を認める」というものです。

しかし、従来の要介護度を希望しているときは、新制度による判定結果を利用者には知らせないことを基本方針としていることが分かりました。

新認定結果に不安を持っているお年寄りも多く、経過措置が終了したらどうなるのかと大変不安に思っています。新制度での判定結果も知らせるのは当然ではないでしょうか。

厚生労働省に対しては、両方の結果を情報提供するように自治体に求めているのですから、利用者本人にも両方を通知し、利用者自身が検証することができようにするこそ必要だと思えます。

札幌市、名古屋市、堺市などは、継続希望者にも新制度での判定結果をあわせて知らせています。認定結果が経過措置によるものなのか、新判定によるものなのか本人に分からない状況はおかしいなどの理由によるものです。

津幡町でも両方の情報をぜひ知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく願います。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 塩谷議員の従来の要介護度希望者にも新制度での判定結果を知らせるべきではないかのご質問にお答えいたします。

平成21年度より第4期介護保険事業計画がスタートし、介護認定基準も一部改正されました。

その結果、介護認定が前回判定より軽度に変更されたことにより、従来のサービスが受けられないことを懸念する方に対する措置として、4月更新申請分より介護認定審査会開催以前にアンケートで新方式判定または前回判定のどちらかを選択することができることとなりました。窓口申請に来られたときや介護認定調査時に、本人家族と十分に相談、協議し選択をさせていただいております。

津幡町では、5月中旬までの介護認定更新申請件数50件のうち、33件の66パーセントは前回判定を希望しております。その内訳につきましては、新方式で軽度になった場合は、前回判定を希望するが24件、新方式判定で重度になった場合でも前回判定を希望するが1件、新方式判定が軽度でも重度でも前回判定を希望するが8件となっております。また、前回の判定を希望する33件のうち、8件24.2パーセントが前回判定での該当者となっております。

なお、介護認定判定結果通知後、それに対する問い合わせなどは受けておりません。

新方式判定、前回判定、両方の内容を通知することに対しては、より混乱を招く恐れがあることなどの理由で、県内の全市町では実施しておりませんが、今後県内市町、国の動向を見きわめ検討していきたいと存じます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 再質問いたします。

もしもいまの判定が前回判定で、新しく、新たに次のときには新判定になりますね。その場合にどうなるかっていうことは大変不安だと思いますので、もし新判定でしたらいまよりも軽

くなるよとか、このままで大丈夫だよとかということが分かることが、本人にとっては、本人というか家族にとっては、大変分かりやすく、次のときにはこうなるというのが分かるので、ぜひ両方を知らせていただきたいと思うのですが、それは、津幡町だけでそういう選択はできないものなのでしょうか。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 ただいまの再質問でございますけども、いまの話につきましては、申請のときに十分に一応詰めさせていただいて、新判定、旧判定ではどういう事情かということを押さめていただいて、最終的には本人の希望を入れて、要望のもとに判定をさせていただいております。

先ほど言いましたように、新判定で軽度になった場合は前回判定を希望するが24件というふうな感じで、判定結果に基づき選ぶこともできるということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 ということは、それは最初から、前回判定と新判定はこうですよということが、ちゃんと説明されているというふうに受け取ってよろしいのですか。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 ただいまの件につきましては、担当課であります保険年金課長より報告させていただきます。

○議長【谷口正一君】 板坂保険年金課長。

○保険年金課長【板坂 要君】 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

介護認定審査会以前に、どちらにするかということ事前にアンケートで聞くわけなんですけど、新判定、基準が違いますから、前判定ではこれだけのサービス量、新判定になった場合はこれくらいになりますよというようなことは、事前にご説明をして、選択をさせていただいております。

今後につきましては、県内の市町、そして国の動向を見きわめて、新判定、前判定両方を記載して、通知するかどうかを検討していきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 これ以上は質問できないのですが、やはりどういう判定が出るかっていうのがすごくその家族にとってもご本人にとっても受けるサービス量が違うので、大変気になるところだと思うんです。できるだけ不安がないように、次どうなるのかっていうことが分かるような形で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問に移りたいと思ひます。

2番目の質問も介護の問題についてになります。

介護認定を受けてもサービスを利用できない人がいらっしゃるんですけども、その実態をお尋ねいたします。

津幡町の第4期介護保険事業計画によると、介護サービスの利用率は84.2パーセントで、NHKテレビで前報道していましたが「要介護認定を受けてもサービスを受けていない人が2割いる」という報道とほぼ一致しています。国民健康保険中央会の資料も見ましたが、それでもやっぱりサービスを受けていない人は、80パーセントというふうになっていました。

平成20年度の介護特別会計の補正予算では、1億円余りの減額補正となっています。この中でも大きな減額が介護サービスなど諸費の減額補正で9,800万円です。余裕を持たせての予算かと思いますが、9,800万円の減額補正というのは大変大きいのではないかと思います。

要介護認定が受けられるということは、本人にとっても家族にとっても大変喜ばしいことだと思います。変な言い方ですが、そのサービスが受けられるという意味です。

サービスを受けないということについては、理由があるはずだと思います。例えば、ショー

トステイや特別養護老人ホームなどの利用を頼んだけれども空きがなくて利用できない、利用者が新しい環境になじめず入所を断られた、あるいは利用料が高くて利用できないなどが考えられます。

また、大変申し訳ありません。私事になりますが、両親のことを少し話させてください。前にも話したことがあるんですが、刻々と様子が変わっていきまして、その都度対応を迫られていきまして、私と同じような思いを持っていらっしゃる方もおいでると思いきまして、話させていただけます。

認知症の父親が老健施設に入所しようとしたが、結局、新しい環境になじめず入所を断られるという経験をしました。

いま父親は92歳で要介護度2、88歳の母親が介護をしています。

母親が3日間入院をするということになりました。はじめは3日間くらいなので、私が行けば、それで間に合うくらいに思ってたんですけども、入院が決まってから父の徘徊がひどくなってきました。

夕方になると毎日といっていいくらい坂の下まで、坂の下に街があるんですけども、そこまで行きます。そこが随分街の様子が変わっているんで、そこでどうしたらいいんだろうというふうで、とまどってしまうという状態なんです。

それまでも、家を出ることはあったんですけども、こんなに遠くまで行くことは、いままでではありませんでした。追いついた母親が、疲労困憊している父親をやっとの思いで連れて帰ったり、あるいは道すがら見つけてくださった方が車で送ってくださったりするということもしばしばありました。

行き着くところまでは行かないと帰ろうとしない父なので、「坂の下の商店街に着くころ車で迎えに行つてあげるよ」と言ってくださる近所の方もいらっしゃいました。

こうして、やっとの思いで帰ってきたのもつかの間、ちょっと目を離したすきに、また街に向かって歩いているということもありました。

この様子では母親が退院しても、体力がつかまでどこかで預かってもらうしかないということで、ケアマネジャーさんをお願いしまして、入院の1週間前に空いているところを探していただきました。

さっそくお願いに行つたんですけども、父の様子を聞いてホームの介護施設ですね、その福祉相談員の方は、これではちょっと無理だろうねと顔をくもらせました。というのは、父はいままでデイサービスもショートステイも使ったことがありません。徘徊があります。気に障ることがあると手をあげることもあるという理由からです。

それでも、福祉相談員の方は、「入所させて様子を見ることにしましょう」と言ってくださいました。

心配したとおり父はかなり興奮ぎみだったんです。でも、もし都合が悪かったら迎えにきますからということで、夕方私たちは帰りました。1度目に電話がかかってきたんですが、何とかうまくいきそうですということで、安堵しましたが、それもつかの間、午後9時ごろ2回目の電話がかかってきて、館内を大声をだして帰る戸口を捜し回っているということだったので、寝ようとしている方々には大変迷惑な話で、連れて帰るしか仕方がないという状況でした。

父親の気持ちを大事にして、ずうっと家で介護を続けていた母親の思いは報われないんだろうか、父は介護施設からは選んでもらえないのかと思うと、不覚にも涙があふれてしまったという状況でした。

結局、兄と私と時間を調整しあって、母が元気になるまで頑張ることにしました。いまは5月中旬から6月の中旬にかけて、大体3、4日ずつ津幡と綾部を往復するという生活をしています。

私たちがお世話になった介護施設を悪く言うつもりは全くありません。夜遅くに父のために駆けつけてくださった福祉相談員の方、どうしても父がここで生活できるかといろいろ試してくださった介護士さんたちには本当に感謝しています。

では、何が問題かという、介護士さんの数、特に夜の勤務体制の問題が大きいのと思いました。一人ひとり状況の違う入院入所者に対応するためには、それなりの人数が必要だと思いましたが、いまの介護保険の中では、それはかないません。

要介護認定を受けたいのに、サービスを受けないという方の中には、父のような人もいるのではないかと思っています。

では、いまの父に何がしてもらいたいのかといいますと、例えば徘徊したとき、タクシーに乗せて帰る運賃の補助が出るとありがたいと思ったり、デイサービスにはとても行けないので、訪問介護をまとめて4、5時間受けられると、その間母親が安心して外出できるので、こういうことも認めてほしいなと思っていますが、なかなか思うようにはいきません。

また、先の議会で利用料への補助の問題も質問いたしましたが、まだ結論は出ていないようです。

サービスを受けられない方の実態やそれらの方への相談や援助がどのように行われているのかということをお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 介護認定を受けてもサービスを利用できない人の実態を問うとのご質問についてお答えをいたします。

平成21年3月末の津幡町の認定者1,071人のうち施設および居宅介護サービスの利用者は901人で、利用率は84.1パーセントとなっております。平成19年度全国サービス利用率80.7パーセントを3.4パーセント上回っております。

介護認定者で介護サービスを利用していない

理由といたしましては、医療機関へ入院中、住宅改修および福祉用具購入・貸与の助成制度のみの利用、介護サービスは利用しないが認定だけ受けているなどのことがあげられます。

ご質問にありますショートステイの利用についてですが、町内では特別養護老人ホームあがたの里で15床、特別養護老人ホームふいらーじゅで10床があり、土曜、日曜はすぐには利用できない状況になっておりますが、平日は余裕があり、全体的な稼働率は75パーセント前後と聞いております。

また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや町内事業所の介護支援専門員へは、介護認定を受けたが、介護サービスを利用できないという相談、苦情はきていないのが現状です。

介護サービスが必要な方は何らかのサービスを受けているものと思われそうですが、そのような相談、苦情があれば関係機関および関係者と連携をとり、適切に対応をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 その家族で何とかしないといけないと思って、していらっしゃるんじゃないかなということ推測をしますが、例えばショートステイとかデイサービスというのは、やっぱりその方にあった場所を見つけるということがとっても大事で、「デイサービスを変えたら、それから喜んで行くようになった」というようなお話も聞きますので、空いているならどこでもいいと言えないところが、この問題の難しいところかなというふうにも思っています。

ちょっと、最後に、意見も言わせていただきたいんですが、意見、要望かな。

津幡町の第4期介護保険事業計画によりますと、「国では、平成26年度の施設サービス・居住系サービスの利用者数の合計の割合を要介護2以上の認定者数の37パーセント以下、施設サ

サービスの利用者数に占める要介護4、5の割合を70パーセント以上とすることと示されている」とあります。この目標値に従いますと、津幡町では平成26年度には要介護2以上785人のうち、施設・居住系サービス利用者を290人、その割合を36.9パーセントと抑えるということになります。これを自立支援と呼ぶには、大変違和感を覚えます。

本人の気持ちを大事にして、なるべく自宅で介護するようにぎりぎりまで頑張り、その結果、支え切れなくなって施設入所を求めたときに、断られたということでは泣くに泣けません。

国の負担を22.8パーセントと低く抑えたままでは、介護を必要とする人が増えるに従って、保険料・利用料の引き上げか、サービスの削減かの二者択一に国民を追い詰めることとなります。

政府が社会保障費を毎年2,200億円削減し続けることを、ぜひ止めるべきだと思いますが、町も国の言い分に従って、利用者の要望よりさきに目標ありきということがないように、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の3番目の質問に移らせていただきます。

社会福祉協議会が独自の活動をできるように改革する必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうかということで質問させていただきます。

私が議員になってから孤独死をなさった方が2名いらっしゃいます。大変身近なところでそういう問題が起こったので、本当に私はショックでした。

孤独死をなくすには、一体どんなことが必要なのだろうということを考えました。

町には、民生委員の方のほかに福祉連絡員の制度もあります。それらの制度に任せるのではなく、さらにきめ細かく見守ることが必要なのではないかと思います。

お年寄りの多くの方が「人様に迷惑をかけて

はいけない」という思いを大変強く持っていらっしゃると思います。しかし、人にかかわってもらうことで、温かい町がつくられていきますし、人のために何かをすることはとても気持ちのいいことで、誰でもできることがあれば何かしてあげたい、したいと思っています。

私の母は、父が徘徊するようになって、たくさんの人に迷惑をかけるようになりましたが、その先で父の事情を説明して、力を貸してもらっています。時には「そんな分からんものにかかわるな」と目配せする人に出会って、気持ちを暗くすることがあるそうですが、それ以上に親切にされる経験をたくさんしています。

包括支援センターが中心になって、見守りの地図作りに取り組んでおられますが、気楽に援助を求める声をかけたり、かけられたりできるような町になるよう取り組みが進められることを期待しています。

その一つとして、社会福祉協議会の活動もあるのではないかと考えました。

社会福祉協議会は、いまでもいきいきサロンの支援とか高齢者や障害がある方の日常の支援、ボランティア活動のセンターとしての役割、子育てサロンなどさまざまな取り組みをしておられますが、それをさらに一歩進めていけないかと思ったわけです。

例えば、町にはひとり暮らしの孤独死のほかにも、要介護認定には至らないけれども生活のある部分に援助が必要という方もいらっしゃいます。例えば、お金の管理がうまくいかないとか、買い物には行けるけれども買う分量をコントロールできない。あるいは、ひざが痛くて移動が困難、老人会の会費や地域行事の参加費が出せなくて孤立しがちという困難を抱えている人もいます。あるいは近所のもめごとで困っていらっしゃる人もおいでます。

社会福祉協議会に正規の職員として、自由に歩ける人が数人いらっしゃれば、独自の活動ができて、いろんな困りごとを持つ人の相談に

のったり、行政との橋渡しをすることの幅がもっと広がるのではないのでしょうか。

社会福祉協議会が独自の活動を展開していくためにも、会長は町長さんではなく、町民から公募することが必要なのではないかと思います。

3月議会の南田議員の一般質問と重なる部分も多々あると思いますが、いかがでしょうか。

お尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 社会福祉協議会が独自の活動ができるような改革が必要ではないかとのことでありますが、近年、制度のはざまの相談や制度ではカバーし切れない相談、地域住民の偏見の意識から発生する問題、一つの家庭に複合的な課題がある場合の相談などサービスを提供したり、縦割りの相談窓口で話を聞くだけでは解決しない問題が浮き彫りになっております。孤独死などもその一つであると思っております。

このことを踏まえて、地域ネットワークを中心に、サービス事業所のネットワーク、専門家のネットワークなどが重層的につながり解決していくことが求められる時代になっております。

津幡町地域包括支援センターは、こういった相談には総合相談、権利擁護相談として受け付けております。

解決の方法も、できるだけ地域の人たちを中心にしたネットワークを形成し、地域で暮らし続けることを重視した支援体制をつくって、問題解決をしていくことを心がけております。

このような活動の中で、津幡町社会福祉協議会とともに、地域支え合いマップによる地域支え合いの仕組みづくりや地域支え合いボランティアの養成に取り組んできました。

つまり、問題解決を地域主体でできる仕組みづくりであります。まだ、途上ではありますが、地域の民生委員、区長、老人会その他さまざまな地域の方々を役場の地域包括支援センターや社会福祉協議会がサポートして、少しずつ前に

進んでいる状況でございます。

この取り組みの中で、町社会福祉協議会に社会福祉士等の専門職が配置され、コミュニティワーカーとして、この地域づくりの核となることの必要性が見えてきております。

これらのことを踏まえて、平成21年第1回3月議会定例会において「公民館単位ぐらいの範囲に地域コミュニティワークの拠点を設置し、専門職を配置することが必要になってくると思っている」と町長が南田議員のご質問にお答えしております。

また、会長は公募することが必要だと思うとのことにつきましても、平成21年第1回3月議会定例会において「社会福祉協議会の組織のあり方や当協議会に求められているさまざまなことに対し、各方面のご意見を伺いながら、理事会や協議会において検討をし、組織のあるべき姿を目指していきたい」とのことを南田議員にお答えしておりますので、何とぞ、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 包括支援センターも2人増えたというお話でしたし、大変ネットワークづくりということで頑張っているという姿もお聞きしていますので、ぜひそれが進んでいくように、いままで多分拠点がいくつかということに進んでいたと思いますが、それがどんどん広がっていくような働きをしていただきたいなと思っています。

最後の質問に移らさせていただきます。

(仮称) ボートピア津幡の白紙撤回を求めます。

ボートピア津幡をめぐるいままでの議論の中で、ボートピア計画が決められた後で、明らかになった問題がいくつかあることがはっきりしてきました。

その一つが舟橋地区の説明会のあり方、総会での委任状のとり方や議決の仕方の問題です。

2つ目は、議会で討論されたときの環境整備

費が、実際には1,714万円と大きく下回っていたという問題です。

このような疑問や間違いがある中で決められたことは、白紙に戻すべきではないでしょうか。

また、津幡町に建設されるというのに、町民が直接その問題について、聞き、質問し、意見をいう場がいままで保障されていないということも大きな問題です。

5月10日には新潟市東区で場外舟券売り場反対の結成総会が開かれています。

結成総会では、地元自治会の臨時総会で圧倒的多数で反対決議を行ったことが報告されています。

正しい情報のもとでしっかり討議されていれば、津幡町でも違う結論がなされていたということは十分考えられます。

いま経済が冷え込んでいるときに、ギャンブルにお金が使われれば購買力はより低下しますし、家庭崩壊を起こすことも多くなると思います。

ボートピア計画を白紙に戻すことを求めますが、いかがでしょうか。

町長よろしく願います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 ボートピア計画の白紙撤回を求めるとのご質問にお答えをいたします。

いままで同様のご質問に何度もお答えをしております。

それぞれの立場、さまざまな角度から検討した結果、町長としても総合的に判断をしたものでありますし、白紙撤回をする考え方はございません。

私の重要といたしましたところは、やはり地元の皆さん方の同意ならびに議会の皆さんの採択をいただきました。そういうことを、また、いろいろいまの間に経過がございますが、そういうことを重要視をいたしまして、総合的に私は判断させていただいたわけでございます。

もう一つは、この新潟県の新潟市東区の場外

舟券売り場設置についてのことでございますが、当該場外舟券売り場設置構想について、市街地にあったスーパーの跡地に売り場設置の構想が持ち上がり、地元である下木戸2自治会から設置に賛成と反対の陳情が、それぞれ市議会に出されたものであると理解をいたしております。

なお、他行政のことにに関する答弁は控えさせていただきます、このように思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 先にもお話ししましたが、ボートピア計画が決められた後、いろんな状況が出されてきたと思うんです。

その時点では、はっきりしなかったけれども、後になって分かってきた問題というのがいくつかあるので、やはりいまそういうことが出てきた以上は、もう一度考え直すべきではないかというふうに思ったんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 白紙撤回をする考え方はございません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 いままでにもボートピア津幡の問題については、いろいろ述べさせてもらってまいりましたが、本当に私たちが次世代の子どもたちのことを考えたときに、やはりこれはどうしても認められることができないという思いは強く持っていますので、また、話しをさせていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で5番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

私は、5項目について、質問いたします。

まず1番目、町の観光振興について、町長に提案を含め質問いたします。

木曾義仲ゆかりの地ということでNHK大河ドラマの誘致に向け、津幡町木曾義仲大河ドラマ推進協議会が発足し、どのような活動が行われるかについて、きのう、きょうですね、きのうでしたか、北國新聞にその概要が発表されていましたが、具体的にはどのような目的で、どのような運動を展開することになるのでしょうか。

義仲ゆかりとはいえ、俱利伽羅の地名は津幡側にあるものの、実際の主要な戦場は、ほぼすべて小矢部側にあります。

大河ドラマの効果、メリットがどれくらいあるのか分かりませんが、しかし、町として動き出すということであれば、この機会を最大限に生かし、津幡町をアピールするチャンスとしてとらえていくこと、これをきっかけに町民自身が町の歴史を知ること、津幡町として地域資源、観光資源をじっくり磨き上げることも大切なのではないのでしょうか。

また、津幡町の魅力を全国に発信するためには、町の絵葉書を作成するのも有効な手段ではないのでしょうか。

俱利伽羅だけにとどまらず、森林公園、河北瀉、ぼう示札や古木や巨樹、笠野の火祭り、禁酒の碑、津幡町ならではの財産は、まだまだあります。

歴史の専門家といわれる人たちや写真家の皆さんに参加、協力を呼びかけることはもちろん、広く一般町民の参加者を募り、あらゆる方面から知恵を絞り、アイデアを出し合う、こういうことが住民参画のまちづくりへつながることになるのだと思います。

単なる誘致活動、地域振興に終わるのではなく、まちづくりの一環につながるような運動にはいかがでしょうか。

この点についてお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員の観光振興についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、（仮称）津幡町木曾義仲大河ドラマ推進協議会は、具体的にどのような運動を展開することになるのかとのご質問でございますが、会の名称をどおりNHK放送局に対しまして大河ドラマ化を提言、要望することを主体に、本町での木曾義仲に関する調査、研究を進め、石川県との連携による他県との協調、他県とは富山県と長野県でございます。協調、協力を求める活動を展開してまいりたいと考えているものであります。

次に、本町の魅力発信につきましては、これまでさまざまな手法でPR活動を行っております。ご意見の絵葉書については、すでに作成し、活用しているところであり、当然今回の木曾義仲に関するものへの活用、拡大についても検討することといたしております。

次に、一般町民の参加者を募れとのご意見でございますが、これまで大河ドラマで紹介のあった全国各地の著名な地は、観光地として経済効果を最大限に生み出してございまして、全国的にも知名度の高い本町唯一の俱利伽羅峠を木曾義仲のゆかりの地の一つとして全国に紹介をしていただき、津幡町全体の観光推進を図っていくものであり、本協議会の構成員といたしましては、町民の幅広いご意見をお伺いできる関係団体ならびに関係機関よりご参加をいただく予定にしております。

なお、素晴らしいご意見、ご提案がございましたら、いつでもお申し出をいただきたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 では、2点目、町内公共施設の禁煙対策について質問いたします。

たばこの煙には、ニコチン、シアン化物、砒素、カドミウムなど数多くの有害物質が含まれ、しかも喫煙者本人の健康被害以上に、他人のたばこの煙を吸わされる人の被害、つまり受動喫煙の悪影響が大きいことが明らかになっております。

いまや駅やターミナル、屋外競技場など公共の場、飛行機、JR、バスなどの公共交通機関、タクシーなどにおいても着々と禁煙が進められています。

受動喫煙防止については、国民の健康増進という観点から、平成15年に施行された健康増進法25条に「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定しています。つまり、施設の管理者に対し、受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進する努力義務を課したものです。

石川県においては「いしかわ健康フロンティア戦略」の目標項目として、学校における敷地内禁煙の実施率を、平成22年には100パーセント、未成年者の喫煙率を0パーセントとしています。

県内では、すでに金沢市、加賀市、かほく市、内灘町、小松市が全小中学校の敷地内全面禁煙を実施し、内灘町においては、この4月から子どもたちの受動喫煙を防ぎ、禁煙教育の徹底を図るため、町立の体育館や教育施設での敷地内禁煙まで拡大しました。

受動喫煙の防止法は2つあります。

全く費用がかからない方法として、全体を常に禁煙にするという全面禁煙と喫煙者の気持ちに配慮し、互いに気持ちよい関係を維持する方法として、喫煙室または喫煙コーナーのみを喫煙場所として、それ以外の場所を禁煙とする空間分煙という方法がありますが、完全な空間分煙が図られなくては意味をなしません。

津幡町での公共施設について調査したところでは、すべての保育園が敷地内禁煙、幼稚園、学校、体育館は全館禁煙、役場本庁舎など分煙の施設もあれば、歴史民俗収蔵庫や倶利伽羅塾など禁煙対策なしという状況もあります。

先日の北國新聞には、職員提案という形で、公用車に備えてあった灰皿を撤去し禁煙を徹底する取り組みをした記事が大きく掲載され、率先して受動喫煙防止を進めようとする町の決意のあらわれであると紹介されていました。

職員の健康を守るという意味からも、また町民への禁煙啓発を進める上でも、これは大きな前進だと思います。

おりしも5月31日から6月6日は禁煙週間、これは厚生労働省が定めていることですが、そういう週間に当たります。

津幡町民の健康を守るためには、町長のリーダーシップでもって、町内の公共施設での受動喫煙防止、禁煙教育をさらに徹底してはいかがでしょうか。

町長の見解をお尋ねします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員の町内公共施設の禁煙対策についてのご質問にお答えをいたします。

石川県が作成をいたしました健康推進施策の総合的計画である「いしかわ健康フロンティア戦略2006」におきまして、平成22年度までに目標項目となっております公共の場および事業所のうち、敷地内禁煙、施設内禁煙を実施している施設および厚生労働省が策定した分煙効果判定基準を満たしている喫煙場所を設置してある施設の割合を示す完全分煙率につきましては、一般住民の公共の場、ロビーにおいては目標値の40パーセント以上のところ、本町では35施設中23施設の65.7パーセント、職員の執務室、事務室等においては目標値80パーセント以上のところ、本町では35施設中30施設の85.7パーセントとそれぞれの目標値を上回っております。

ただし、この完全分煙実施率には含まれていない施設においても、一部を除き喫煙所を設置して対応しており、分煙効果判定基準を満たしていませんが、受動喫煙防止のために一定の配慮をしております。

学校につきましても、すべての学校で施設内禁煙は実施しておりますが、敷地内禁煙の実施率においては、いまだ目標値の100パーセントには達していないのが現状であります。

町民一人ひとりの健康づくりのため、公共施設の禁煙・分煙を進めることは当然であり、石川県の目標値は上回っているものの、さらにそれぞれの施設の実情に合わせまして、できるところから順次対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 また、ぜひお願いいたします。

では、3番目、学校の耐震診断とその公表について、これは教育長にお伺いします。

中条小学校と太白台小学校の耐震工事のことですけれども、21年度中に実施されることになり、保護者や地域住民の方々の地震発生時のそれへの不安が解消されることと思えます。本当にこれは大事なことだと思えます。

しかしながら、なぜこれまで耐震診断がなされなかったのか。そして、耐震診断の住民への公表が、なぜ遅れたのかについて、説明がなんら行われていません。

平成7年に施行されました建築物の耐震改修に関する法律により、耐震診断および耐震改修に努めることが求められ、平成20年6月の地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律によって、耐震診断の実施とその結果の公表が義務付けられました。

多くの自治体では最優先に耐震診断を実施し、順次耐震改修に取り組んできたことが、その自治体のホームページで分かりやすく住民に公表されています。

内灘町は、平成8年度にすべての学校の2次診断を終え、順次耐震改修を実施し、21年度で耐震化率100パーセントと計画的に取り組んでいます。かほく市においても、10年度から最優

先に耐震診断を実施し、耐震補強は1小学校の体育館を残すのみとなっております。

津幡町の耐震診断は、なぜ後回しになったのでしょうか。

この1点と、それから2番目に、津幡町の耐震診断の公表は、住民に分かりやすい形で行われたのか。

この2点について、教育長の答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、津幡町の耐震診断がなぜ後回しになったのかとの件でございますが、私は、厳しい町の財政状況の中、学校施設における建築計画のもとで、順次対応がなされてきたものと考えております。

阪神淡路大震災の教訓を受けて、建築物の耐震改修に関する法律が制定された平成7年当時、津幡町では、昭和12年建築の井上小学校の新校舎建築工事やマンモス化した中条小学校から分離独立する条南小学校の敷地造成工事に着手しており、また、同じく県内一のマンモス校と化する津幡中学校から分離独立予定の津幡中学校の建設計画の検討も、また始められております。いわば県内全域において、人口の伸びが停滞した段階においても、人口が急激に増え続けた津幡町の特別な状況と思われま。

この人口増に対しまして、当然のことながら、児童・生徒数も増加し、子どもたちを受け入れる施設整備も当然求められ、学校建設がなされてまいりました。

昭和30年建設の老朽校舎である津幡中学校の改築は、平成14年度に完成いたしております。この間、生徒数が増えた学校では、増築等の工事もいくつかなされている現状であります。そして、その後平成19年に、昭和56年度以前の旧建築基準法により建設され強度不足の可能性が予想される中条小学校、太白台小学校、刈安小学校の一部において、耐震1次診断を実施し、

20年度にもまた実施をしているのは、ご存じのことと思います。このようにして、耐震診断をし、実際に耐震工事もたくさん行ってまいりました。

いずれにいたしましても、今後は先ほど道下議員のご質問に町がお答えいたしましたとおり、耐震診断により強度不足が判明し、今年度耐震改修工事が実施できない残りの学校施設につきましても、その対応に取り組み、安全・安心な学校づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、耐震診断の公表は住民に分かりやすい形で行われたのかとのことですが、正確な第2次診断の結果が判明し、石川県耐震診断等評定委員会の審議を経たのち、議会の皆さまや教育委員会での報告を踏まえたのち、直ちにホームページ上に公表したものであります。

分かりやすさについては、十分判断できるものというふうに思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 再質問いたします。

いまの教育長のご答弁によれば、町の厳しい財政状況の中で、いろいろな事情があったということですか。

ただし、教育というものは、非常に大事なところだという、そここのところに尽きることだと思います。事情があったということは分かるけれども、やはりそういう耐震診断ということを計画的に考えていくという責任はあったのではないかと私は思います。

その点について、またお伺いしたい。

それから公表が分かりやすいかどうかというのは、教育長はホームページで比較なさったのでしょうか。

その点についても、お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 おっしゃるとおり、学校は多くの子どもたちの命を預かっています

ので、しっかりした校舎であることが当然のことだと思います。

それで、先ほども申しましたように、老朽化した校舎を改築するのを計画的に以前から進められてきているというふうに思います。

平成7年の阪神淡路大震災を受けて基準法が改正されまして、昭和56年以前のものについては、急いで耐震をするということになっております。それ以前の46年以前のものについても、どんどんやってきたということは、先ほどお答えしたとおりだというふうに思っております。決して、軽視しているのではなく、その状況を改善するために、順次なされてきたというふうに思っております。

あと、ホームページでの公表についてですが、実はホームページに載っているすべての市町のものも出して見させていただきました。必要なものについては、うちの町のものも出ている。見やすいかどうかというのは、また話は別ですけども、必要なことについては公表させていただいているというふうに思っております。

全市町のものを見させていただきました。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 必要なものは載せたということですがけれども、分かりやすいかどうか、つまり津幡町の場合は学校名と数値のみがアップされているだけで、かほく市とか内灘町のホームページでは住民になぜこういうことが必要なかということが分かりやすく、これは説明責任といいましょうか、そういうことが十分に果たされていると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 これから教育委員会評価の件についても、どんどん公表していく時代になってきます。

また、他市町のものも参考にさせていただきながら、どういう形がいいのかということについても、また少し検討させていただきたいとい

うふうに思います。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 では、4番目、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、教育長に質問いたします。

私は、教育というのは非常に大事なところだと思っています。人づくり、それからまちづくりの根幹をなすところだと思っています。だからこそ、こういう質問をさせていただきたいと思います。

教育関係法の一連の大改正の中で、教育委員会に住民への説明責任を義務付けた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の重要な事項が、津幡町教育委員会では実施されていない件について、教育長にお尋ねします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に定められている「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての規定は、平成19年の法律改正によって新たに設けられた条文です。

その改正の趣旨は、教育委員会の形骸化の批判を受けて、教育委員会体制の整備充実の一環として行われたもので、教育委員会は自らの仕事の点検、評価を行い、それを住民代表の議会に対して報告し、また、公表することで、住民への説明責任を果たすことを求めたものです。

このことは、平成19年7月31日に文部科学省から出されました事務次官通達でも明らかで、その中でも「今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものである」と明確に書かれています。

こうしたことから、この27条の規定は、教育委員会の説明責任を強く求めるために、点検、評価のために作成した報告書を議会へ提出するとともに、住民への公表を義務付けるという、

いわゆる義務規定の定め方をしているのです。

全国の地方公共団体の教育委員会は、この法律の規定を遵守するために、平成20年度から一斉に19年度の点検、評価の作業と報告書の作成作業を行い、ことしの3月末までには、19年度の事務の管理及び執行の状況についての点検評価報告書を作成し、議会に提出しているという状況であります。

インターネットで見ることができる形で公表しています県内の自治体だけでも金沢市、小松市、白山市、野々市町、内灘町などいくつもの自治体の教育委員会があります。

それに対してわが津幡町は、法律で義務付けられているという極めて重要な規定であるにもかかわらず、今日に至るも議会への提出がなく、もちろん住民への公表もないという状況です。

法律を遵守し、法の趣旨を尊重すれば、3月中に議会へ報告をし、住民への公表を行うべきではないでしょうか。このことについては、平成20年3月11日の議会全員協議会で配布されました資料にも明記されていることです。

議会への報告と住民への公表が遅れている、この理由について、教育長の答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 前田議員のただいまのご質問の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてのご質問にお答えします。

教育委員会の活動の自己点検・評価については、おっしゃったように平成19年に定められまして20年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」というふうに規定されました。

県内では平成20年度中、つまり平成21年3月までに公表した市町は、19市町中の6市町で、

ホームページで見ることができます。そのいずれもが、いまおっしゃったように平成19年度の点検、評価でありました。

残り、私どももそうですけども、残りの13市町は、9月議会もしくは現在も検討中という状況でございます。

事業の実施状況等の公表につきましては、私どもは議会への決算特別委員会等で報告、あるいはこれまでもずっと津幡町の社会教育・社会体育という冊子でもって一部事業等々について町民の皆さま、図書館に配置したりしながら報告を行ってまいりましたが、今回の評価、公表において、その方法等については特に定められておらず、こういう指導、助言がございまして。現在、すでに各委員会において点検、評価を行っている場合は、その活用することも可能というふうになされました。

私どもがこうした中で、内容、様式、時期など公表の手法について検討を重ねて、平成20年度のを平成21年9月議会に報告させていただきたいということに、私どもの勝手なことですね、法では20年度中に何らかの報告をしないということなんですが、先ほども言いましたように、どういうふうな形であるかという検討がいろいろありまして、現在の19市町中の13市町がどういう方向でやればいかに苦慮をしているという状況かと思うんですが、そういうことを検討して、21年9月議会に20年度のを報告するという形で、現在作業を進めているところなんです。

このように決めた一つの理由は、先ほど言いましたように議会の決算特別委員会でもそうですけども、津幡町の社会教育・社会体育というものの中で、事業の一部をこういうことを実施してきたということをお知らせしてきました。

文部科学省のこの件に関してましての指導等々助言の中で、Q&Aの形の中で、19年度のを20年度の6月もしくは9月に報告するという形もあるし、20年度のもの、つまり当該年

度の取り組み状況の評価を3月議会に報告するという形もあるというものがございました。

そういう中で、私どもは19年度のものについては、一部社会教育・社会体育の中でお知らせしていることがあり、評価をする中で重複等もあつたりするということも考えながら、議員の皆さん、議会の皆さんには、申し訳ないんですが、ぜひ20年度のを21年度の9月議会に報告するというので、作業を進めていることのご理解をいただきたい、こういうふうに決めて進めてまいりました。

なお、一部改正法の中で自己点検、評価したものを学識経験を有する者からの意見を聴取するとも定められておりますので、この手続きも踏んで報告させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 再質問いたします。

いまのお話ですと、これまで報告として、冊子として社会教育・社会体育の冊子で報告してきました。それを替えるというような意味合いのこともおっしゃったかと思えますけれども、それは点検、評価ではないですね。

このことについて、20年度からということでしたけれども、19年度からなのかという、このことについての確認ということは、例えば文科省などに問い合わせられたのでしょうか。

それから、19市町中6市町なのだと、だからまだまだやってないところもあるから、津幡町もまあ歩調を合わせて、足並みそろえればというような印象を受けましたけども、やはりいいこと、この改正はとても大事な改正だと思うんですね。特に、教育委員会の根幹を問う、そういう大切な改正だと思います。

それから、実はこれは教育長にお尋ねするのではなくって、教育委員会の長である教育委員長にお尋ねすべきことだったかもしれません。でも、教育長も教育委員会の一員でいらっしゃる

るということで、教育委員長ではなくて、教育長にお尋ねしたことですけれども、委員会でこのことについて、傍聴したり、記録を読ませていただく限り、非常にこのことを念入りに検討したということは見当たりませんが、そういうことについての教育長のご意見を伺いたいと思います。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 前田議員の再質問にお答えします。

19市町中、13市町がという表現の仕方をしましたが、これは他の市町に大変失礼なので、実は質問をいただきまして、他の自治体はどういう状況なのかということをお尋ねした結果、いまのようなことが分かったのでありまして、私どもの方は、進め方として20年度のを21年度に報告できるように頑張ろうという教育委員会としての意思疎通で動いてきたということです。

ですから、法律違反を初めから承知してたのではないかということをおっしゃれば、何ら反問することは全くございません。事務処理上進めていく上で、いままでのものも参考にしながら、こういう方向で進めていこうということを決めましたので、そういう作業をいま進めているというところでございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 重ねてお尋ねします。

やはり、どんどん津幡町の教育を良くするために、子どもたちの教育を守るために、ぜひ先へ先へと進んでやっていくような気持ちでお願いしたいということと、文科省の方には私は一応確認しました。19年度からのことを点検、評価をということで、お答えをいただいておりますので、その点また確認をよろしくお願ひします。

5つ目のボートピアについて、質問いたします。

3点について、答弁を求めたいと思います。

昨年の4月30日にみどり市と行政間協定を結んだ件につきまして、昨年6月の広報には「今後の予定としてみどり市と施設会社は、開発許可申請、建築確認申請などの手続きなどに入る」とありました。

これらの申請は、なされたのでしょうか。ほかにどんな手続きがあるのでしょうか。現在の段階なののでしょうか。これは町民みんなが、どうなった、あそこのバイパスを通るけれど一体どうなっているか、という質問を受けるということで、こういうことをお尋ねしたいと思います。

それから、2つ目です。

これは、最初に申し上げておくべきことですが、私はボートピア計画の白紙撤回を求め質問しているわけですが、2番目、いまボートピア建設予定地といわれるところを通りますが、特に富山方面からは北バイパスから右折して、直接ボートピア建設予定地に進入することは、ちょっと難しいのではないかと、素人なりにそういう考えがあります。

ボートピアに行くには、新たに道路が必要なのではないか、どこにつくる計画なのでしょうか、そういうことも全然私たちには分からないわけで、先ほど午前中の中村議員の質問に対して、坂本部長が「副町長と同席の上で、本年4月運営会社社長とその社長の表敬訪問を受けた」というふうにお答えになりましたけれども、私の1番、2番の2つの質問に関連した形で、こう相談なり、報告があったのかということも、そういう点も含めて、町長の答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員のボートピアについてのご質問にお答えをいたします。

まず、開発行為許可申請、建築確認申請などの手続きはなされたのかということですが、建築確認申請等の手続きはなされておられません。したがって、現在はその手続きに向け

て準備中と認識をいたしております。

また、2番目に白紙撤回をというお話でございましたが、先ほど塩谷議員にもお答えをいたしましたように、白紙撤回をするということはありません。

次に、北バイパスから直接ポートピア建設予定地に行くことはできないのではないかと、道路はどこにつくられるのかについてでございますが、先ほど申し上げましたように、開発行為許可申請書の手続きがなされておられませんので、答弁はいたしかねます。

また、運営会社の社長とどうい話をされたか、こういうご質問でございますが、総務部長からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 通告にはございませんが、先ほども申し上げましたとおり表敬訪問で、向こうから打ち合わせに来たわけでも、こちらから打ち合わせをするために呼んだわけでもございませんので、そういう具体的な打ち合わせはございません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 いまの総務部長のお答えによりますと、表敬訪問なので、具体的にお話はなかったということですが、総務部長はポートピアの担当という立場にいらっしゃると思いますけれども、全くあいさつだけで済まれたのかどうか。そういうこれから2年の中で、開設していくというようなことも伺っておりますけれども、では先ほどの手続きですね、許可申請のそれぞれの手続きは、いつをめどにというような、そういうことについてお聞きにならなかったのでしょうかということをお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 町長も先ほどお答えしているように、開発行為許可申請等の手続

きがまだでございます。

まだのものについての答弁というのは、まずできないということ。それから開発行為許可申請というのは、こういう開発行為のまず前提になるものでございますが、そういう開発行為について、もしもできたとしても通常の開発行為と同様の手続き、要はポートピアだからどうかではなくてですね、通常の開発行為許可申請手続きと同様となるものでございます。

先ほどから町長が説明しているように何もなかったのかどうかということについては、この開発行為許可申請に向けて手続きの準備中であると、先ほど町長が申しましたように、私どももそういう認識をしております。事務方としても、そういう認識で聞いております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 いろんな情報が非常に分かりにくいという形だと思いますが、3目の質問として、町長はこれまでに「ポートピアが将来に向け安定的な財政運営に寄与、町の総合力を維持し、高める」と答弁されていたと記憶しておりますけれども、ポートピアとどうしても私は結びつきません。この意味について、もっと具体的に分かりやすく説明していただきたいと思います。

また、ポートピア誘致は、町のイメージアップにつながるものであろうか。まちづくりに貢献するものであると、いまも確信されているでしょうか。

実は数日前に、偶然にインターネットで、津幡町のポートピアについて書かれているブログに出会いました。町外の会ったこともない人がこんなことを書いています。「隣の津幡町でこのポートピアが問題になっているようで、インターネットがますます隆盛を極める時代に、なぜそんな施設が必要なのか。誰の選挙公約にもありそうな健全なまちづくりなど、これでは口先ばかりと言われても仕方がない。ポートピア

が、津幡町の県内でも有数の憩いの場になっている森林公園のすぐそばに出現するときの、そこから流れだす、土地の雰囲気という見過ごされてしまいそうな豊かな自然の財産については、当然推進する側の計算には入っていないだろう。遠い未来のことではない。想像すればどんな町になるだろうかと、すぐにも見えてくる。大人に今しなければならぬことがあるとしたら、せめて次代の後輩たちが創っていく暮らしの邪魔をしないことだと思うばかりだ。地域社会とは、自分の住んでいる町と、そして生きている人生のことだった」というそういうブログに出会いました。

町長、いまお聞きになっていたかどうか分かりませんが、木曾義仲ゆかりの地として、全国発信、津幡町を全国に発信するということを図っている町長、町長ご自身の率直な感想も含めて、先ほどの質問にもお答えください。

お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 ボートピアのご質問にお答えをいたします。

ボートピアの将来に向け、安定的な財政運営に寄与すると、これは私は町の総合力維持、高める意味についてですが、平成20年の6月第2回と9月の第4回議会定例会で前田議員にお答えをしたとおりでございますし、いまお話をいただきました。私ども先ほどから何回も申し上げております。地元の舟橋区のことならびに議員の皆さまのそういう点を総合して、私が判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 以上で終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で6番 前田幸子議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長【谷口正一君】 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、6月4日から6月9日までは休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、6月4日から6月9日までは、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、10日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時38分

<閉 議>

## 平成21年6月10日(水)

### ○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	板坂要
健康福祉課長	東本栄三	環境安全課長	坂倉秀夫
産業建設部長	杉本満	産業経済課長	榎田和男
都市建設課長	川村善一	上下水道部長	林敏則
料金課長	北野力	上下水道課長	岡田一博
会計管理者	兼保純一	会計課長	大田新太郎
監査委員事務局長	大坂茂	消防長	高森良昭
消防次長	國本学	教育長	早川尚之
教育部長	藤本英幸	学校教育課長	宮川真一
生涯教育課長	太田和夫	河北中央病院事務長	村田善紀
河北中央病院事務課長	橋屋俊一		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

## ○議事日程（第2号）

平成21年6月10日（水） 午後1時30分開議

日程第1 議案第46号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号）から  
議案第51号 財産の無償貸付についてまで  
請願第8号から請願第10号まで  
請願第2号（継続）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 議会議案第3号 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
についてから  
議会議案第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則についてまで  
（質疑・討論・採決）

日程第3 選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程第4 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

## ○議事日程（追加第1号）

日程第1 選任第3号 議会広報調査特別委員会委員の選任について

日程第2 選任第4号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

日程第3 選任第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任について

## ○議事日程（追加第2号）

日程第1 議会議案第6号 「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマ誘致についての意  
見書から  
議会議案第7号 北朝鮮の核実験に抗議する意見書まで  
（質疑・討論・採決）

日程第2 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
（採決）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

### <開 議>

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員は、18名であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

### <議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

### <会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

### <議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第1 議案第46号から議案第51号まで、請願第8号から請願第10号までおよび継続審査となっております請願第2号を一括して議題といたします。

### <委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

長谷川恵子総務常任委員長。

〔総務常任委員長 長谷川恵子君 登壇〕

○総務常任委員長【長谷川恵子君】 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長ならびに関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告いたします。

議案第46号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第9款 消防費 第1項 消防費

第2表 地方債補正

については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第48号 津幡町税条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第50号 小字の名称の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第8号（仮称）「ポトピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願については、賛成少数により、不採択といたしました。

次に、請願第9号 町特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願については、賛成少数により、不採択といたしました。

次に、請願第10号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願については、さらに調査・検討の必要性から継続審査といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 鈴木準一文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 鈴木準一君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【鈴木準一君】 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第46号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第7項 防犯と交通安全対策費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費  
第2項 児童福祉費

第4款 衛生費 第2項 清掃費

第10款 教育費 第2項 小学校費  
第5項 社会教育費  
第6項 保健体育費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第47号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第49号 津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第51号 財産の無償貸付については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、平成21年第1回津幡町議会定例会において、継続審査となっております請願について、報告いたします。

請願第2号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致により不採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 道下政博君 登壇〕

○産業建設常任委員長【道下政博君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第46号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中  
歳出

第5款 労働費 第1項 労働諸費  
第6款 農林水産業費

第1項 農業費  
第2項 林業費

第7款 商工費 第1項 商工費

第8款 土木費 第1項 土木管理費  
第2項 道路橋梁費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 私は、請願第8号、請願第9号に賛成の立場で討論を行います。

初めに、請願第8号に賛成の意見を述べます。一般質問の中でも述べましたように、議会でポートピア津幡のことが議論され、建設計画が決まった後、いくつもの問題が出されてきたことを述べました。

この請願にありますように、交通問題もその一つです。きのうの全協の中で、町長も憂慮されておりましたように、ことしの1月からきのうまでの津幡署管内での死亡事故がすでに6件、

そのうち北バイパスにおける事故が3月と5月の計4件でした。昨年度の死亡事故は年間3件でしたので、すでに4件も増えているということになります。

(仮称) ボートピア津幡の事業計画案によりますと、ボートピアができた場合の1日の平均利用者数は500人ということですから、交通渋滞だけでなく交通事故への懸念も大きくなります。

ボートピア津幡をつくることに賛成の方は、対策協議会などをつくって万全な体制にするから心配はないとよく言われますが、万全などということがあるのでしょうか。ことしの交通事故の状況をみても津幡署や町が何もしてこないから起こったことではありません。呼びかけパトロールなども強化して、この状況です。

また、防犯の問題にしましても、お金がなくなつて盗みをしたなどの直接的な犯罪だけでなく、サラ金、ヤミ金に手をだした、家庭崩壊引き起こしたなどの問題も抱えることが予想されます。この点につきましても賛成の方は、これらは自己責任だという言い方もなさる方もおられますが、ギャンブルを町に誘い込んでおいて、その結果には知らんぷりでは無責任な考え方と言わざるを得ません。

また、安定した財源が得られるということがよく言われますが、ボートピアなんぶの環境整備費は、右肩下がりとなっています。これでは安定した財源とはなり得ないのではないのでしょうか。もちろん私は、安定した財源となり得てもギャンブルで得られたお金を町の財源にすること自体に反対なのは言うまでもありません。

また、一言付け加えて言いますと、私はパソコンをことし買い替えました。インターネットで「ボートピア」を検索しましたところ「このWebサイトには、有害情報が含まれている可能性があります。安全のためこのWebサイトへのアクセスをブロックしました」というメッセージが出ました。いくつかほかのボートピアにつ

いても検索しましたが、すべてに対してそういう「ブロックをしました」というメッセージが出ました。自分でそういうセキュリティー対策をしたわけではありません。つまり社会一般の常識とは、そういうものなのかなと納得した次第です。

想定された以上の問題を抱えることになるような施設をつくることは、町民のためにはなりません。

以上の理由から私は、(仮称)「ボートピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願に賛成いたします。

次に、請願第9号についての賛成意見を述べます。

町の特別職の退職手当に対する問題では、2つのことが考えられます。

1つは、特別職の退職手当が高いかどうかの問題です。町長の退職手当が1期4年ごとに約2,000万円支払われることについて、町民感情としては高いと言わざるを得ません。これだけの退職手当を一般の労働者がもらう場合には、2、30年ほど働かなくてはならないのではないのでしょうか。何人かの方に私も聞いてみましたが、私の聞いた限りでは、皆さん高いという答えでした。

さらにもう1つの問題は、石川県で3市9町が加盟する石川県市町退職組合の条例にそって出されている退職手当に見直しを求めることができるかどうかという問題です。津幡町議会でこの請願が可決されたからといって、直ちに見直しができるとは思いませんが、津幡町議会として退職組合に対して、条例の見直しを求めることはできるはずですが、退職組合に問い合わせをしましたところ、組合の方は「今後のことを考えると見直しの時期に来ているという話しは出ている」ということでした。

組合の出している決算報告書も見ましたが、19年度の決算では、給付準備金23億6,640万円あったのですが、決算年度末ではそれが16億

4,940万円になっています。20年度の決算はまだできていませんし、特に19年度は退職者が多かったと聞いていますので、20年度、21年度は準備金からの繰り入れは減っているとは思いますが、しかし、見直しの時期に来ていると考えている退職組合に対して、特別職の退職手当の見直しを求めることは問題ではないと考えます。

以上の2つの点から、私は特別職の退職手当の見直しを求める請願に賛成いたします。

以上です。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 請願8号ならびに請願9号に反対の立場で討論をいたします。

まず最初に請願8号。この請願の中では、ボートピアができると交通量の増加に伴い、北バイパスでの交通事故の大きな要因になると指摘しております。北バイパスは、町の重要な主要道路であり、近隣の自治体との重要な役割を果たしながら町の発展を願う道路であります。したがってボートピアだけでなく、道路の交通量は、町の発展とともに増大するものであります。

町の交通安全対策は、津幡警察署、自治体、地域住民が組織する交通安全協会が一体となって取り組んでおります。先の町の交通安全協会総会でも、津幡警察署より状況説明が報告されました。今後、交通安全対策については、強化を図り、地域住民、ドライバーの安全対策に努めていきたいという報告がありました。

今回の請願に指摘されているボートピアができることによって起因する交通量増大と交通安全を結びつけること自体が次元が違っているのかなど、私は思っております。これから町の発展に伴い交通量が当然増大することは明らかであります。請願を出された方々は、ボートピアに反対するがための口実としか受け止めることができません。交通安全対策は、今後も町の発展にあわせ警察、自治体、地域住民が一体となり安全を図ることが重要かと思えます。よって、

請願で述べているボートピア来場者による交通量増大は、我々推進する立場にとっては、より多くのファンが来てくれるわけであり、そのような状況になることを期待を申し上げ、反対討論といたします。

次に、請願9号に対する反対討論であります。町長以下、町の特別職の退職手当見直しを求めた請願内容を見ますと、町の財政が厳しい状況の中で、現行の退職手当には町民の理解が得られないとの趣旨で出されております。

特別職の3方は、24時間、365日、重責を担って激務に携っております。こと何か発生すれば町民の先頭に立ち、全責任を負いながら事に当たらなければなりません。このことは、どの自治体の首長も同じであり、その責任の重さは常人に図り知ることはできないと思います。任期4年ごとの退職手当が高いのかどうなのは、その比較対象によるものだと思います。先ほど塩谷議員が、一般の職員ならびに会社員は、長年勤めて云々と言われました。しかし、長年勤めた場合との比較で言うならば、特別職の職務の重さは、対比できないくらい重責を担っております。現行の県市町村職員退職手当組合条例にのっとり支給されている退職手当は、何ら問題ないと思っております。

請願理由に述べられている先の名古屋市長選挙において当選されました河村たかし氏は、選挙期間中、年収800万、退職金廃止を公約として掲げました。その背景の意図するものは、市民に対するパフォーマンスなのか測り知ることはできませんが、最近の自治体首長選では公約に掲げる候補者が見受けられます。

2005年の内灘町町長選において、八十出氏が、当時退職手当の大幅削減を公約として掲げ、当選をしました。しかし、独自の退職手当条例を定めている県や金沢市、小松市などと異なり、市町村職員退職手当組合に加入している内灘町は、組合規定に基づき退職金が支給されることになっており、裁量権がない状況にありました。

そこで八十出町長は、退職手当組合に対し、減額できるよう措置を講ずる要望書を出しました。要望を受けた組合は、全国市町村職員退職手当組合連合会を通じて、全国の事例調査に入りました。しかし、北信越5県には、該当例がなく、現在に至っています。そして、先の内灘町長選において八十出氏は、退職手当のことは選挙期間中ふれておりません。現行の退職手当組合の規定に問題がもしあるならば、全国の自治体から、問題提起されてくると思います。

さらに、請願内容に町の財政が厳しいと指摘されております。全国どの自治体も厳しさは同じであります。津幡町だけが厳しいではありません。そういう中において、津幡町は、平成18年度から第3次行政改革大綱に取り組み、節減合理化を押し進め、行財政運営など効果的な町民サービスの提供に取り組み、その成果は着実に表れております。

この請願を出された方々に、申し上げますが、このような請願を感覚的な気持ちで出されたならば、もっと広い視野を持っていただきたいなと。また、紹介議員の方に申し上げますが、もう少し事前調査をし、調べた上で請願を出されてはいかがなのかなと、議員としての資質が問われかねない請願内容であるかと、私は思っております。

これから請願を出される場合、もう少し精査をして提出されるようお願いをいたします。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

私は、請願第8号（仮称）「ボートピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

100年に一度と言われている大不況の中、ボートピア建設が本当に町民のために必要なのか、あらゆる角度から慎重に審議すべきであり、見直しを求めるという請願であります。

先ほど塩谷議員の話にありましたけれども、きのうの全員協議会で、町長の行政報告の中にありましたけれども、ことしに入って交通事故の死亡6件、それも北バイパスの周辺ばかりで、去年は3件なので、すでもう2倍となってしまった。県内最大の事故件数であり、全力を挙げて死亡事故を出さないようにしなくてはと、津幡署管内非常事態宣言をしたという状況であります。

警察でお聞きしたところでは、ボートピア予定地近くの緑が丘の交差点は、事故多発交差点で、20年度に4件もの事故がありました。いまでさえ、1日1万5、6千台もの交通量があるそうです。舟橋ジャンクションの都会並みの複雑な車線合流に加え、ボートピアができることにより、渋滞し、さらに車の事故が増えるということは容易に想像できることです。その対策のために、多大な公費が投入されることになるということも予想されます。

ボートピアという大ギャンブル場ができることによって、青少年の教育の面からも、防犯、交通安全、環境の面からもさまざまな問題が懸念されるがゆえに、その対策が必要になるのであって、なければ余計な対策を講じる必要もないわけです。

これまでに何度も言ってきたと言われますが、何度でも言わなければなりません。場外舟券売り場ボートピアは、レジャーとか庶民の気軽な遊びなどと言える代物ではありません。先ほど角井議員は、「ファンがたくさん来ればいい」というようなことをおっしゃってましたけれども、そういう賛成派の議員が言われる、そういうような施設ではありません。老人の憩いの場であるとか、夢と希望の施設などとはとんでもない、一獲千金をねらった賭博場であります。

ことし4月の新聞に、「横浜の中央商銀信用組合の職員が2年の間に4億9,000万円を横領した」という記事がありました。これはギャンブルにつき込んだそうです。千葉県国保職員

が11億円横領し、ボートピアにを使って逮捕された事件も記憶に新しいことですが、ギャンブルには、このように人間を不幸に落とし入れるそういう危険性があるということはもう明白です。

お隣のかほく市は哲学の町、内灘町はエコ推進の町、それに引き換え、わが津幡町は北陸初のボートピア誘致の町では、あんまりではありませんか。本州最大を誇る県森林公園の入り口に、しかもNHK大河ドラマを町民一丸となって誘致して、わが津幡町を全国に発信しようというときにです。あてにならないわずかな環境整備費のために津幡町のイメージも品格も失われるということです。できてしまってから、後で後悔しても遅いのです。ちょっと立ちどまる、慎重に考えてみる、津幡町の将来を思い描いてみる。孫や子どもたちのために、大切な津幡町のためにです。

次に、請願9号 町特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願について、賛成の立場で討論します。

この請願は、4年の任期ごとに支払いが見込まれる町長の退職手当2,018万4,000円、副町長872万9,600円の町特別職の退職手当の見直しを求める請願です。町長および副町長が激職であると私もおかつ伺ったことがあります。しかし、2,000万円を超える破格の退職金が1期4年で支払われるというのは、この財政難の時代に一般市民の理解をはるかに超えている制度ではないでしょうか。

一般企業なら、業績悪化で赤字ならば役員は報酬カット、退職金ゼロも覚悟しなければなりません。中小企業、個人企業の倒産も相次ぐ中、退職金なし、給料なしという生活を余儀なくされている人たちが増えています。石川县市町村職員退職手当組合負担金として、これが全額公費で賄われ、平成21年度津幡町当初予算では、職員分も含めて1億7,690万円の負担金が支払われています。

津幡町の場合は、町の財政状況が厳しい、だ

からギャンブル場を誘致して、わずかな迷惑料を、その環境整備費を当てにするのだと言っている状況ではありませんか。

今、組合でも見直しの必要性を迫られている。そういう時期に入るのだということを伺っています。多額の退職手当を任期ごとに支払う現行の制度は抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

私はこういう観点から、この請願に賛成の意見をしました。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

8番 向 正則議員。

○8番【向 正則君】 私は、請願第8号に反対の立場で討論いたします。

私が議員になった平成18年12月定例会から毎回同じような請願が何回も出されています。その度に同じような賛成討論、反対討論が繰り返えされています。

私の知るところによると全国に24の競艇場があり、場外舟券売り場は38カ所が開催され、地方財政の向上、地域の活性化、雇用の促進など多大な寄与をしてきたかと思います。設置反対、賛成の討論、議論はこれからも続くと思われませんが、ボートピア設置に当たっては、町長の同意、議会に反対決議がないこと、地元自治会の同意、この3点が必要とされ、現状執行権の範囲であるということは、反対議員の方も理解なされていると思います。

また、防犯上の問題、特に今回の請願で問題視されている交通問題、青少年健全育成に関する問題および周辺環境保持に関する問題、いずれもこれから細目にわたって施行者、施設者や関係機関の協調体制によって、解消されることとなっております。

環境整備費に関しては、無視できるものではありません。そのほかに固定資産税、都市計画税、法人住民税などの安定な収入も見込まれます。さらに、町が条件の一つとしている地元雇用や地元調達を考えると、町の経済効果に対し

ても十分に貢献できる施設だと思われま

以上のことから、津幡町の将来を考えた場合、町にとって必要な施設であると私は考えま

議員各位の良識ある判断を期待し、総務常任委員会の結論にご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村一子です。

私は、請願第8号（仮称）「ボートピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願に対し賛成の立場で最初に討論いたします。

賛成の議員の方が、先ほどお話しされてきましたように、実際津幡町にとっては非常に交通事故が発生している現状があります。4人の死亡者がでたということではありますが、実際その内訳を見ますと津幡町内の人身事故はことしに入って67件、前年度比13件の増、そのうち負傷者は92名、前年に比べると33名増えております。そこへきて死者4名ということで、この北バイパス中心に大きな事故が起こっております。

第8号の請願理由を見れば、このように多発している交通事故について、大変心配されているということが分かります。そして、（仮称）ボートピア津幡の来場予想者は年間16万人とされているが、この上交通量が増せば交通事故の発生、死傷者の増加を招くことになるということを指摘しています。100年に一度といわれる大不況の中、ボートピアの建設が町民のためになるのか、あらゆる角度から慎重に審議し、見直しことを求めるというのが、この請願です。

一方、交通事故は自己責任であるとか、あるいはみどり市との行政間の細目協定の中で、その対策を図ればよいというような意見も聞きますが、本当にそのようなことで、住民の安全、安心が守られるのでしょうか。私は、大変疑問に思います。

今回の定例会でもボートピアに関して、一般質問をしましたが、町長は「以前の議会でお答

えしたとおりです」というばかりの答弁で、4月に訪問したという、みどり市長との話の内容は、表敬訪問であるとして、その具体的な内容に関する質問にもお答えいただけませんでした。

町長は、総合的に判断して、ボートピアを容認したと再三答弁されていますが、賛成派の議員方と、地元といわれる舟橋地区内の誘致に賛成したごく少数の町民の意見しか町長は聞いていないのではないかとというのが、私の思いです。

ボートピアに関する請願、計画の見直し、あるいは白紙撤回を求める、このような請願が何度も確かに出されています。しかし、この請願に対して、町が誠実な対応をされているとは、私にはとても思われません。

議会が舟橋地区からのボートピア誘致の請願を採択してから、ちょうど3年たちました。当時のボートピアに対する認識と現在のそれとは、随分違うのではないかと。当時ほかのボートピアを視察して、問題がないと認識された議員や投資がいらぬ優良企業だとして誘致に賛成された議員の方も、ここで立ちどまって考え直すことができませんか。大局的な見地からも、将来の津幡町をどう描くのかという視点からも、ボートピアは何らいいものを残さないと思ひます。ボートピアが町にいいものを残すか、残さないか、それは反対、賛成の意見が分かれるところでは。一度ボートピアに賛成したから今も賛成だということではなく、今どう考えるか、どう思うか、どう判断するかが今後の津幡町を大きく左右することにつながるのですから、深く考えていただきたいと思ひます。

加賀、富山、能登とをつなぐ歴史ある交通の要所であり、市民が集う森林公園もすぐ近くにあります。ボートピアは、何と云ってもやっばりギャンブル場なんです。それを建設することに対して、町も議会も本当に考え直すときであると思ひます。

続きまして、請願第9号 町特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願について、

賛成の立場で討論いたします。

町のホームページに掲載された「平成20年度津幡町の給与・定員管理等について」によりまずと、先ほど塩谷議員、前田議員がお話しされていたように、町長には約2,000万の退職金、任期4年終わるごとに出るということで、副町長は約870万円の退職金が出るということが、ホームページで見ることができます。この請願は、特別職のこのような退職手当に対し、見直しを求めるものです。

私は重複するところもあるとは思いますが、主に4点の理由からこの請願に賛成します。

まず第1点目は、任期4年ごとに町長に退職金が支払われ、その金額が2,018万4,000円ということですが、この金額が市民から見て、妥当なものとは思えないという意見があるということです。特別職の退職金が多過ぎるのではないか、見直すべきではないかという意見が町民からでてきているということです。それは受けとめたい。

第2点目は、その石川縣市町村職員退職手当組合への負担金は、税金から支払われておりまして、12市町が入っているこの組合に、町は一般財源から、先ほど前田議員が言った約1億6,000万から7,000万を負担金として納めています。町長に関していえば、年間の給料の25パーセントを町は負担金として組合に納めています。税金の使い道を、私たちはチェックし、それについて意見を述べ、見直しを求めることは、大切なことです。この請願理由の最後に結ばれている言葉は、「現行の制度は、納税者たる町民の理解を得られる制度とは言えなくなっており、抜本的な見直しが必要である」としています。税金が使われているわけですから、当然、納税者からの理解が必要であり、理解できないとして抜本的な見直しをという町民からの意見に、耳を傾けるべきだと思います。

そして第3点目です。この請願に異論を唱える人の中には、退職手当組合の条例に基づき支

給されているのだから、本町だけで特別に見直すことは不可能だという意見があります。しかし、組合内でも、給付金と負担金とのバランスが将来的に見ると維持できなくなっているため、見直す動きもあると聞いています。抜本的な見直しが必要な時期を迎えているのではないかと考えられます。

4点目は、先ほど角井議員がおっしゃっていただきましたが、内灘町の町長のお話なんですけども、私は町の首長たるものは、状況を勘案し、石川縣市町村職員退職手当組合に改正を要望することが可能だと思います。2005年6月9日付の北國新聞の記事によれば、「八十出内灘町の町長は組合に対し、首長の希望に応じて退職金を減額できる措置を求めた要望書を提出し、今回は、あくまで私に限ってのことだが、今後同じような考えの首長が出てくるかもしれない。希望に応じて減額ができるような退職手当条例の整理になどが必要だと思う」と話しているとありました。確かに裁量権がないし、そのような状況の中でも、条例の整理などの要望はできるということです。

以上、賛成の主な4点、1つは市民から見ると多過ぎるのではないか。2点目はやはり税金が使われている税金の使い道を市民が意見するということは当然のことではないか。3点目は組合自身にも見直しの動きがある。そして最後の4点目はこれについて町としても議会としても要望をできる。そういったことが考えられるということで、私はこの第9号の特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願について、賛成の立場で討論いたしました。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。  
ありませんので、討論を終結いたします。

#### ＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第46号から議案第51号までを一括して採

決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第51号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号（仮称）「ポートピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第8号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第9号 町特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第9号は不採択とすることに決しました。

次に、3月定例会で継続審査となっております、請願第2号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1名 不起立者16名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第10号につきましては、閉会中も継続して審査する旨の申請書が議長のもとにまわっております。

お諮りいたします。

委員会の申し出のとおり、閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第10号については、閉会中も継続して審査することに決しました。

#### <議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 日程第2 議会議案第3号 山崎太市議員ほか2名提出の津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

13番 山崎太市議員。

○13番【山崎太市君】 議会議案第3号 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての説明をいたします。この議案は、道下政博議員、同じく鈴木準一議員の賛成を得て、私 山崎太市が、地方自治法第112条および津幡町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

この条例の一部改正は、政務調査費収支報告書に添える証拠書類を領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類とするものであります。

なお、詳細につきましては、議員各位のお手元に配付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、提案申し上げますので、議員各位のご賛同を賜りたいと思います。

なお、政務調査費の改正については、議会運営委員会の諮問委員会である議会制度検討委員会で昨年からの検討をし、今回成案を見たものがあります。本日报道された一部グループによる騒動とはまったく関係がないものであることを付け加え、提案理由の説明とします。

よろしく願いいたします。

#### <質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 委員長にお尋ねします。

現行の条例が義務付ける証拠書類ということについてお尋ねしたいと思います。

支出、支払いを示す証拠書類というものは、領収証を含む証拠書類であるということは、一般社会の常識である。

また、私が2年前に議員になりましたときもそのように説明を受けておりますし、ほとんどの議員の方もそのように認識していらっしゃるのではないかと思います。いつから証拠書類が議員が自分で記入した支払い証明書だけでもよいということになったのか、領収書は任意で提出するものというふうに判断されたのはいつからなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 13番 山崎太市議員。

○13番【山崎太市君】 今の質問に対しては、一切今の議案とは全然関係ないと思います。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第3号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者17名 不起立者0名]

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### <議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、洲崎正昭議員ほか2名提出の議会議案第4号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置についておよび議会議案第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則についてを一括して議題といたします。

趣旨説明を求めます。

14番 洲崎正昭議員。

○14番【洲崎正昭君】 議会議案第4号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置についての趣旨説明を行います。

提出者は、私 洲崎正昭であります。賛成者は、鈴木準一議員、山崎太市議員の両名でございます。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置につきましては、名称を津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会とするものであります。また、設置の根拠は、地方自治法第110条および津幡町議会委員会条例第5条によるものであります。目的は、木曾義伸を題材とした大河ドラマ誘致を推進するための調査研究を行うものいたします。期間は、上記目的が終了するま

で存続して調査するもの。そして委員の定数は、18名以内であります。

以上が、この議会議案第4号の趣旨説明でありますけれども、関連がございますので、引き続き議会議案第5号の趣旨説明をいたします。

提出者、賛成者は、4号と同じであります。

これにつきましては、規則を朗読して趣旨説明にかえたいと思います。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則について。

次のとおり、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則を制定するものとする。

(設置)

第1条 木曾義仲を題材とした大河ドラマの誘致を推進し、本町の観光の活性化に寄与するため、議会に津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 大河ドラマの誘致に関すること。
- (2) 観光資源の調査、研究に関すること。
- (3) その他目的達成のための関係機関との連携及び情報収集に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員18人以内で組織し、委員は議長が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議の運営にあたる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

以上でありますけれども、ぜひ議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

終わります。

## <質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 2点について、ご質問いたします。

きのうの全協の中でも、お聞きしたんですけど、まだよく分かっていなかったの、もう一度お願いします。

期間の問題と費用の問題です。

まず期間のことについてですが、第4番目です。「本委員会は、上記目的が終了まで存続し」というふうになっていますが、その目的が終了したという判断がいつどのように判断されるのかということをお尋ねしたいと思います。

規則に任期が2年になるということが書いてありましたので、せめてその2年ごとには見直しをかけるというように解釈してよろしいでしょうか。それが1点目です。

もう一つは、調査研究を行うわけですから、そのための費用がこれから付けられてくることになると思います。例えば視察とか陳情とか、そういうことが予算というか支出として考えられると思うのですが、そういうことが膨らむことの心配がないように、歯どめみたいなのが考えられているのでしょうか。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 14番 洲崎正昭議員。

○14番【洲崎正昭君】 塩谷議員の質問にお答えします。

きのうも議会全員協議会で申し上げたと思うんですけど、期間の問題ですが、大河ドラマ誘致推進特別委員会は、今これから発足し、活動していくわけですが、すでに長野、富山で活動しております。それに石川県も積極的に関与していくということですから、地元津幡町、俱利伽羅峠をかかえた津幡町としては、積

極的に動く必要があるだろうということで今回設置したわけでありまして、この目的が達成する、終了するまで存続するということは、大河ドラマの誘致を実現できるまでというふうに、私どもはとらえております。それまでが一応期間ととらえております。

2年ごとに見直しはあるのかということですが、一応任期2年と規則の中にうたってありますけれども、今のところは見直し等は、必要があれば見直しますけれども、恐らくそういう必要はないんじゃないのかなという感じもいたします。これは、委員の皆さま方のご意見によって、必要があれば見直していくということになるかと思っております。

費用の点ですけれども、これから委員の皆さま方とご相談申し上げて活動の方向性が出るわけですから、その部分について予算を伴うものであれば、執行部に予算要求をしてまいりたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第4号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可

決されました。

次に、議会議案第5号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### <選任第1号常任委員会委員の選任>

○議長【谷口正一君】 日程第3 選任第1号、ここで任期満了に伴い常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、総務常任委員会委員、文教福祉委員会委員、産業建設委員会委員に、それぞれお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

#### <選任第2号議会運営委員会委員の選任>

○議長【谷口正一君】 日程第4 選任第2号議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕午後2時37分

〔再開〕午後3時53分

**○議長【谷口正一君】** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告いたします。

総務常任委員会

委員長に 多賀吉一議員

副委員長に 森山時夫議員

文教福祉常任委員会

委員長に 道下政博議員

副委員長に 酒井義光議員

産業建設常任委員会

委員長に 向 正則議員

副委員長に 角井外喜雄議員

議会運営委員会

委員長に 長谷川恵子議員

副委員長に 鈴木準一議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕午後3時54分

〔再開〕午後3時55分

**○議長【谷口正一君】** 会議を再開いたします。お諮りいたします。

ここで任期満了に伴い、議会広報調査特別委員会委員の選任、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任の件および先ほど設置されました津幡町議会大河ドラマ誘致推

進特別委員会委員の選任についてを日程に追加することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長【谷口正一君】** 異議なしと認めます。

よって、議会広報調査特別委員会委員の選任、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任の件および先ほど設置されました津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題とすることに決しました。

＜選任第3号議会広報調査特別委員会委員の選任＞

**○議長【谷口正一君】** 日程第1 選任第3号議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長【谷口正一君】** 異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜選任第4号津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任＞

**○議長【谷口正一君】** 日程第2 選任第4号津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜選任第5号津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任＞

○議長【谷口正一君】 日程第3 選任第5号津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に議会広報調査特別委員会、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕午後3時58分

〔再開〕午後4時09分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告いたします。

議会広報調査特別委員会

委員長に 向 正則議員

副委員長に 多賀吉一議員

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委

員会

委員長に 中田健二議員

副委員長に 谷下紀義議員

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会

委員長に 谷口正一議員

副委員長に 南田孝是議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕午後4時10分

〔再開〕午後4時11分

○議長【谷口正一君】 引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会議案第6号「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマ誘致についての意見書から議会議案第7号北朝鮮の核実験に抗議する意見書ならびに各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加することにししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号から議会議案第7号までならびに各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題とすることに決しました。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第1 議会議案第6号 洲崎正昭議員ほか2名提出の「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマ誘致についての意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

14番 洲崎正昭議員。

○14番【洲崎正昭君】 議会議案第6号 「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマ誘致

についての意見書の趣旨説明を行います。

詳細につきましては、皆さまのお手元に意見書の原案がございますので、それを熟読いただきたいと思っております。このNHK大河ドラマの誘致につきましては、皆さんご存じのとおり、先ほども4号、5号の部分で説明いたしましたけれども、富山・長野が先行している状況でございます。ただ、倶利伽羅峠を介して最も木曾義仲と密接な関係がある石川県、しかも当町がこの中に入っていないというのは、非常に不条理な感じがいたします。

そこで、先ほど皆さま方にお諮りして、特別委員会を設置いただいたわけでありましてけれども、設置していただいた以上、津幡町も積極的にこの運動に取り組んでいるという声を上げなければならないということで、意見書の案を上程したところであります。

先般、谷本正憲石川県知事とお会いする機会があった折に「津幡町からも積極的に声を上げてもらいたい、その方が石川県も動きやすい」というようなお話もございましたので、皆さま方のご賛同を得られれば、その後この意見書を提出してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上、趣旨説明にかえさせていただきます。

#### <質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### <議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第7号長谷川恵子議員ほか2名提出の北朝鮮の核実験に抗議する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

15番 長谷川恵子議員。

○15番【長谷川恵子君】 議会議案第7号 提出者 私、長谷川恵子、賛成者 塩谷道子、同じく河上孝夫。津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出する。

趣旨を朗読し、説明にかえさせていただきます。

北朝鮮の核実験に抗議する意見書。

北朝鮮が5月25日、国連決議や6カ国共同声明、日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を行った。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

今日、世界では核兵器廃絶に向かう機運が生まれつつあるにもかかわらず、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

津幡町議会は、北朝鮮の行動に対して強く抗議するとともに、政府においては、国際社会と一致協力して、北挑戦に対して核兵器開発の中

止と核の放棄、無条件で6カ国協議に復帰することを求めるため断固たる態度をとるよう強く求める。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

#### <質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第7号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第6号および議会議案第7号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

#### <閉会中の継続調査>

○議長【谷口正一君】 日程第2 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

#### <閉議・閉会>

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成21年第4回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 山崎 太市

署名議員 洲崎 正昭

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	7
1. 閉会中の継続審査申出書	10
1. 閉会中の継続調査申出書	11
1. 津幡町議会委員会委員名簿	15
1. 請 願	17

平成 21 年第 4 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	11 番 南田 孝是	1 全職員による「地域担当職員制度」の実施を	町 長
		2 福祉バスの見直しについて	町 長
2	1 番 中村 一子	1 医療と介護について	町 長 病院事務長
		2 地域包括支援センターについて	町 長 健康福祉課長
		3 定例会最終日の本会議をケーブルテレビで生放送することを求める	町 長
		4 公営ギャンブル施設(仮称)ボートピア津幡に関する説明会開催の意義等について	町 長
3	3 番 角井外喜雄	1 津幡町地球温暖化防止実行計画の取組みについて	町 長 町民福祉部長
		2 ゴミの減量化について	町 長
4	9 番 道下 政博	1 スクールニューディール構想の推進について	町 長
		2 動植物の絶滅危惧種の把握と対策は	町 長
		3 津幡小学校のトイレの個室化・洋式化とエコスクール化の進捗状況は	町 長
		4 「津幡町民レガッタ」大会名の改称の予定は	町 長
5	4 番 酒井 義光	1 全国体力テストの成績について	教 育 長
		2 住吉公園の駐車場について	町 長
6	2 番 森山 時夫	1 耕作放棄田の保全、景観対策について	町 長
		2 石川県森林公園動物園内について	町 長
7	5 番 塩谷 道子	1 介護認定を受けてもサービスを利用できない人の実態を問う	町民福祉部長
		2 従来の要介護度希望者にも新制度での判定結果を知らせるべきではないか	町民福祉部長
		3 社会福祉協議会が独自の活動ができるような改革が必要ではないか	町民福祉部長
		4 ボートピア計画の白紙撤回を求める	町 長
8	6 番 前田 幸子	1 町の観光振興について	町 長
		2 町内公共施設の禁煙対策について	町 長
		3 学校の耐震診断とその公表について	教 育 長
		4 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について	教 育 長
		5 ボートピアについて	町 長

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 山崎 太市

賛成者 津幡町議会議員 道下 政博

同 津幡町議会議員 鈴木 準一

津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会  
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

提案理由

政務調査費収支報告書に添える証拠書類を領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類と  
する。

---

津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津幡町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年津幡町条例第22号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第9条第1項中「これに証拠書類」を「支出に係る領収書その他の当該支出に係る事実を証す  
る書類（次項において「領収書等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、社会習慣その他の事情によりこれを徴し難いときは、この限りでない。

同条第2項中「証拠書類」を「領収書等」に改める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 洲崎 正昭

賛成者 津幡町議会議員 鈴木 準一

同 津幡町議会議員 山崎 太市

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

---

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置について

次のとおり、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目的 木曾義仲を題材とした大河ドラマの誘致を推進するための調査研究を行うものとする。
- 4 期間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 18人以内

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 洲崎 正昭

賛成者 津幡町議会議員 鈴木 準一

同 津幡町議会議員 山崎 太市

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則について

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

---

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則について

次のとおり、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則を制定するものとする。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会規則

（設置）

第1条 木曾義仲を題材とした大河ドラマの誘致を推進し、本町の観光の活性化に寄与するため、議会に津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 大河ドラマの誘致に関すること。
- (2) 観光資源の調査、研究に関すること。
- (3) その他目的達成のための関係機関との連携及び情報収集に関すること。

（組織）

第3条 委員会は委員18人以内で組織し、委員は議長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議の運営にあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って決定し、議長の承認を得るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 洲崎 正昭

賛成者 津幡町議会議員 鈴木 準一

同 津幡町議会議員 山崎 太市

「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマ誘致についての意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマ誘致についての意見書

石川県内においては、2014年に予定されている北陸新幹線金沢駅開業に向けて、県をはじめ金沢市を中心とした周辺市町において各種プロジェクトが進行中である事は、県民周知のことである。

本町においても、地元経済界等と連携し、これらプロジェクトへの参加のみならず北陸新幹線開業効果を享受し、本町を全国に発信するため能登地区市町会の設立・参画など、広域連携事業の展開を図っているところである。

こうしたなか富山県と長野県は、両県にゆかりの深い「木曾義仲」を広域観光のテーマとし、NHK大河ドラマ化に向けた取組みを開始している。この取組みのひとつである「木曾義仲出世街道」推進事業は、木曾義仲上洛の過程で津幡町と小矢部市にわたって行われた「源平俱利伽羅峠の戦い」を抜きには語れないものであり、石川県内においても「志保（雄）山の合戦」や「篠原の戦い」など義仲ゆかりの地や旧跡も多く残っており、富山・長野両県との連携は、時をまたないものである。

古代から今日まで加賀・能登・越中の分岐点の町、交流の町として、「歴史と自然」をテーマに観光振興に努めている本町では、観光協会やボランティア団体などにより大河ドラマ化推進に向けた協議会の設立が準備されており、住民と一丸となって大河ドラマの誘致活動を展開するため、本町議会においても「津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会」を設置したところである。

「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマの誘致は、その経済波及効果や雇用創出効果のみならず、石川県内外各地の関連する観光地と連携した地域振興にも大きな効果をもたらすとともに、歴史の掘り起こしや再認識を喚起する絶好の機会である。

よって、「木曾義仲」をテーマにしたNHK大河ドラマの誘致について、ここに強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長

谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 長谷川恵子

賛成者 津幡町議会議員 塩谷道子

同 津幡町議会議員 河上孝夫

北朝鮮の核実験に抗議する意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

---

北朝鮮の核実験に抗議する意見書

北朝鮮が5月25日、国連決議や6カ国共同声明、日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を行った。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

今日、世界では核兵器廃絶に向かう機運が生まれつつあるにもかかわらず、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

津幡町議会は、北朝鮮の行動に対して強く抗議すると共に、政府においては、国際社会と一致協力して、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄、無条件で6カ国協議に復帰することを求めるため断固たる態度をとるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年第4回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件名	議決結果
議案第46号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第2号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第48号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第50号	小字の名称の変更について	〃
請願第8号	(仮称)「ボートピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願	不採択
請願第9号	町特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願	〃
請願第10号	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願	継続審査

平成 21 年第 4 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第46号	平成 21 年度津幡町一般会計補正予算（第 2 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 4 款 衛生費 第 2 項 清掃費 第 10 款 教育費 第 2 項 小学校費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	原案可決
議案第47号	平成 21 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第49号	津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第51号	財産の無償貸付について	〃
(継続)		
請願第 2 号	「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願	不採択



平成21年6月4日

津幡町議会議長

谷口正一様

総務常任委員会

委員長 長谷川 恵子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 請願第10号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める  
請願

理由

1. 要旨について、さらに調査、検討が必要なため

津議発第75号

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

総務常任委員会

委員長 多賀吉一

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第76号

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

文教福祉常任委員会

委員長 道下政博

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

産業建設常任委員会

委員長 向正則

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津議発第78号

平成21年6月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵子

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 議会の運営に関すること。

津幡町議会委員会委員名簿

選任第1号 常任委員会委員

総務常任委員会委員	中村 一子 森山 時夫 多賀 吉一 鈴木 準一 谷口 正一 谷下 紀義
文教福祉常任委員会委員	酒井 義光 前田 幸子 道下 政博 長谷川恵子 河上 孝夫 中田 健二
産業建設常任委員会委員	角井外喜雄 塩谷 道子 向 正則 南田 孝是 山崎 太市 洲崎 正昭

選任第2号 議会運営委員会委員

議会運営委員会委員	鈴木 準一 山崎 太市 洲崎 正昭 長谷川恵子 河上 孝夫
-----------	----------------------------------

津幡町議会委員会委員名簿

選任第3号 議会広報調査特別委員会委員

議会広報調査 特別委員会委員	中村 一子 角井外喜雄 酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博
-------------------	---------------------------------------

選任第4号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	鈴木 準一 山崎 太市 洲崎 正昭 長谷川恵子 河上 孝夫 谷下 紀義 中田 健二
------------------------------	--

選任第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員

津幡町議会大河ドラマ 誘致推進特別委員会委員	中村 一子 森山 時夫 角井外喜雄 酒井 義光 塩谷 道子 前田 幸子 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 鈴木 準一 南田 孝是 谷口 正一 山崎 太市 洲崎 正昭 長谷川恵子 河上 孝夫 谷下 紀義 中田 健二
---------------------------	--

受理番号	請願第8号	受理年月日	平成21年5月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	(仮称)「ボートピア津幡」の建設計画の見直しを求める請願				
請願者 住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸 靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬口150 中村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	前田 幸子 中村 一子		
<p><b>【請願要旨】</b></p> <p>百年に一度と言われている大不況の中、(仮称)「ボートピア津幡」建設が本当に津幡町民のためになるのか、あらゆる角度からの慎重審議の上、見直しを求める。</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>広報つばた5月号によると、今年になって町内の交通事故は、死者3名、負傷者は4名とある。津幡警察署で聞いたところ、この死者3名は津幡北バイパスでの事故によるものである。また、建設予定地に近い津幡北バイパスの緑が丘交差点は、津幡警察署管内において事故多発交差点になっている。町は、(仮称)「ボートピア津幡」の来場予想者数を年間16万人としているが、この上交通量が増加すれば、交通事故の発生、死傷者の増加を招くことは容易に予想される。ボートピア建設は、「安全で安心なまち」とは相いれない。また、事故防止の交通安全対策にこれまで以上に費用がかかり、財政難の町にとっては、大きな負担となる。ボートピアは「投資のいらぬ」優良企業ではなく、町にとって憂慮すべき施設となる。未曾有の大不況の中、ボートピア建設が本当に町民のために必要か、町の財政に有益か、もう一度慎重に議論すべきである。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第9号	受理年月日	平成21年5月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	町特別職の退職手当に関する制度の見直しを求める請願				
請願者 住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸 靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬口150 中村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	前田 幸子 中村 一子		
<p><b>【請願要旨】</b></p> <p>任期毎(4年毎)に支払いが見込まれる町長 20,184,000 円、副町長 8,729,600 円等の町特別職の退職手当の見直しを求める。</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>津幡町の公式ホームページに掲載された「平成20年度津幡町の給与・定員管理等について」によれば、任期毎(4年毎)に町長に20,184,000円、副町長には8,729,600円の退職手当が支払われる見込みとなっている。自治体の財政難が深刻さを増すなか、住民サービスの低下を避ける一助として、首長自ら特別職の給与の削減や退職手当の見直しを行う自治体が増えている。直近の例では、新たに選出された名古屋市長が、給与の大幅削減と退職手当の廃止を公約に掲げ実行に移そうとしている。</p> <p>町の財政状況が極めて厳しいことは、数年来、町当局が繰り返し町民に語りかけてきた言葉である。そのような財政状況の下で、多額の退職手当を任期毎に支払う現行の制度は、納税者たる町民の理解を得られる制度とはいえなくなっており、抜本的な見直しが必要である。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p>					

受理番号	請願第10号	受理年月日	平成21年5月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高谷 芳明	紹介議員	道下 政博		
<b>【請願要旨】</b>					
<p>1、地域活性化・公共投資臨時交付金（1.4兆円）及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金（1兆円）、さらには、経済対策関連の地方自治体に配分される15の基金などの運用に当たっては、それぞれの地域の実情や創意工夫に応じて柔軟に対応できるよう配慮すること。</p> <p>2、また、消費生活相談窓口機能強化を図るため積み増しが予定されている地方消費者行政活性化基金については、人件費にも充当できるようにすること。</p> <p>3、さらに、臨時的に21年度から3カ年の財政措置が行われている基金などについて、その後の地方負担の有り方について、十分検討を行うこと。</p> <p>4、平成21年度まで実施されている公債費負担軽減対策の継続や、地方税の還付加算金の在りかたについて、急激に悪化している地方税財源の状況を勘案して検討を行うこと。</p>					
<b>【請願理由】</b>					
<p>わが国が直面している未曾有の経済危機を克服するため、政府にあっては、4月10日に「経済危機対策」を策定し、21年度補正予算を国会に提出し、国会審議が行われているところであります。</p> <p>この対策の中では、地方のひっ迫した財政事情を考慮し、地方負担の軽減策なども図られており、地方における公共投資のための臨時交付金や、温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現のための事業を実施する臨時交付金なども盛り込まれています。</p> <p>こうした平成21年度補正予算については、一日も早い成立を期していただくよう強く要請するとともに、地方自治体の財源確保のため、上記の点に十分配慮していただき、きめ細かな対策を講じるよう強く要請します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					